

平成 30(2018) 年度 自己点検評価書

湘南医療大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等 ······	1
II. 沿革と現況 ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······	4
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価 ······ ······ ······	6
基準 1. 使命・目的等 ······ ······ ······ ······ ······	6
基準 2. 学生 ······ ······ ······ ······ ······	10
基準 3. 教育課程 ······ ······ ······ ······ ······	27
基準 4. 教員・職員 ······ ······ ······ ······ ······	40
基準 5. 経営・管理と財務 ······ ······ ······ ······	49
基準 6. 内部質保証 ······ ······ ······ ······ ······	58

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 建学の精神・大学の基本理念

湘南医療大学は「人を尊び、命を尊び、個を敬愛す」をもって建学の理念とする。

人とのふれあいを通して、他者を思いやり、生あるもの全てに感謝し、その人らしさを大切にする教育を実践し、全ての人々の幸せに役立つことを期する。

こうした理念を基盤として、継続的学習力、想像力、そして課題解決能力を育む「幅広い教養教育」と、エビデンスに基づいた専門知識・技術の修得を基盤とした「人権や生命の尊厳を慈しみ、感性を享受するための専門教育」を追求し、責任感と使命感を持って自律的、主体的に実践能力を発展させていくける医療従事者の養成が急務であると考えている。

そのためにも、豊かな人間性と高度な専門性を併せ備えた人材の養成、臨床現場でチーム医療できる人材の養成、地域に必要な医療人材の養成が必要であると考え、地域社会の多様化する要請にこたえるために、湘南医療大学を設置し、看護師、保健師、理学療法士及び作業療法士の資質の向上に必要な教育研究機能を整備することで創造的かつ実践的な教育研究活動を行い、地域社会に貢献できる職業人を輩出する。

2. 使命・目的

本学は大学の理念を基にこれを実現するために設立し、学部学科については、教育上の目的をもって設置している。

そして、本学の目的については学則第1条において「湘南医療大学（以下「本学」という。）は、教育基本法及び学校教育法と「人を尊び、命を尊び、個を敬愛す」の理念に基づき、高度な知識と技術と共に、豊かな人間性を育み、創造的かつ実践的な教育研究を通じて、地域社会に貢献することを目的とする。」また、学部の目的については大学設置認可に際し①保健医療学部は、保健医療に関する高度な専門知識と技術を教育する。②保健医療学部は、他職種と連携し、チーム医療を推進することにより、人々の多様なニーズに適切に応えることのできる豊かな人間性を備えた人材を養成する。③保健医療学部は、主体的に行動し、社会の変化に対応し、地域社会に貢献できる人材を養成する。と定義されている。

3. 個性・特色等

本学は、「幅広い職業人養成」を基盤とし、「社会貢献機能」を併せ持つ大学として位置づけ、将来にわたり以下の特色を育て強化していく。

①高度な専門知識と技術の教育

本学の理念である「人を尊び、命を尊び、個を敬愛す」を基盤とした、豊かな人間性と質の高い専門性を併せ備えた保健医療人の養成を学士課程教育の中で実現する。

各学科の多様な開設科目において、学位授与の方針、教育課程の編成と一体化し、総合教育科目から専門科目までを学生が体系的に科目を履修できるように配置し、看護師およびリハビリテーションの専門職として実践するにあたり、必要な知識・技術を身に付ける。

そして、主体的变化に対応し、地域医療のあり方を洞察し、将来の課題に向き合って、科学的な知識を用いて、その課題を解決していく力量が形成し、高い倫理観と多様な価値

観への寛容性や探究心についてコミュニケーション能力を有し、クライアント中心の全人的医療を提供できる保健医療人教育を行う。

②質の高いチーム医療教育

近年の医学の進歩に伴って医療は急速に高度化・細分化されている。一方、医療に対する社会的ニーズも大きく変化し、保健・医療・福祉の統合が求められるようになり、医療チームの成員が互いに協力して、患者を中心とした総合的で良質な医療サービスを提供することが重要となった。患者・家族と共に質の高い医療を実現するためには、個々の医療スタッフの専門的知識及び技術の進歩を土台としながら、多職種の協働(チーム医療)を通してこれらを再統合していくことが必要であり、そのための人材の育成が急務である。よって本学保健医療学部は、「他職種と連携し、チーム医療を推進することにより、人々の多様なニーズに適切に応えることのできる豊かな人間性を備えた人材を養成すること」を教育目的の1つとして(ア 設置の趣旨および必要性 VI-3 保健医療学部の教育目的)教育課程を編成した。保健医療学部では、チーム医療を「職種ごとに異なる機能と属性をもつ人材が、患者中心の医療の実現に向けて状況に応じて構成を変化させ、それぞれの立場から自律的に関わる課題解決型の医療」と定義する。チーム医療を達成するためには、多職種が共通の目標や価値観をもって横断的に連携するための意思疎通を円滑に行う必要がある。よって、保健医療学部では、段階的、かつ、継続的にチーム医療を学べるよう配慮している。

1、2年次に配置されたコミュニケーション論、栄養学、薬理学、公衆衛生学、保健行政論、心理学を学部共通の必修科目とし、それぞれの専門基礎領域の一部を共有して、学科を横断した基礎知識を修得する。さらに、看護学概論、理学療法概論、作業療法概論では、他職種との協働・連携を意識した講義を実践し、協力関係を構築する土台とする。

2、3年次に配置された各専門科目においては、学科ごとの専門知識・技術の習得と実践能力について教授すると同時に、講義・演習の中で事例を通じたチーム医療の実例を提示して理解を促し、臨地実習・臨床実習へとつなげていく。

4年次後期のチーム医療論は4年間の学びの集大成と位置づける。チーム医療論の前半はふれあいグループ関連施設からゲストスピーカーを招聘し、グループ関連施設で実施される褥瘡対策チーム(医師・看護師・管理栄養士・薬剤師・理学療法士)、緩和ケアチーム(医師・看護師・医療ソーシャルワーカー・薬剤師・診療放射線技師・臨床心理士・理学療法士・作業療法士)、在宅医療チーム(医師・歯科医師・看護師・ケアマネージャー・介護福祉士・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・薬剤師)等のチーム代表者を招聘し、事例提示を行ったうえで、患者・家族を中心としたチームとしてのゴール設定からチーム医療の実際を講義する。専門職を個別に招聘するのではなく、各チームの代表を招聘し、チームとしての活動について教授し、臨地実習・臨床実習を終えた学生が知識と経験を集約する機会とする。さらに後半では演習形式で模擬ケースに必要な医学的ケア・社会資源の活用についてグループで議論する。本演習では、教員があらかじめチームの構成を指定するのではなく「ケースを支援する上でどのようなチームを形成すべきか」という視点に立ち、時期に応じたチームとしての目標設定と構成メンバー、協力体制のあり方まで思考を深める機会とする。グループは学科・専攻混合で5~6名の学生で編成し、グループに1

～2名の専任教員を配置する。教員はファシリテーターとして適宜助言を行う。事例は複数提示し、1つの事例について4グループが個別に議論した後、同じ事例を与えられたグループが集合してさらに議論を深めて集約し、全体発表会を行う。

発表会には、グループ関連施設より管理栄養士・薬剤師・医療ソーシャルワーカー・言語聴覚士等の専門職をゲストスピーカーとして招聘し、学内教員（医師・看護師・保健師・理学療法士・作業療法士）と共に助言を与える。

③地域医療の教育

高齢化社会では、質が高くかつきめ細かな地域医療の展開を担う看護およびリハビリテーション専門職等が求められている。このため本学部では、専門的な看護学、リハビリテーション学を基盤に、看護学科の「在宅看護学」では在宅看護活動を通して地域における看護の機能と看護職の役割を学ぶ。リハビリテーション学科理学療法学専攻の「地域理学療法学」では地域に貢献できる理学療法士になるために、地域における役割、地域において必要となる知識・技術を整理して学び、作業療法学専攻の「地域作業療法学」ではより良い地域生活を送るために作業療法士に求められる役割を理解する。

このように地域実習体験を通した実践的教育をカリキュラムに反映させ、在宅生活者の多様なニーズに適切に応え、且つ社会の変化を適切に判断し、行動することで地域社会に貢献できる看護師、理学療法士、作業療法士を養成する。

II. 沿革と現況

1. 本学の沿革

高齢化が急激に進んでいる現在、福祉、医療、介護については、非常に重要な分野となっている。このような背景のもと、これらの分野に貢献できる医療人の育成は急務であると考え、世の中全ての人々の幸せに役立つスペシャリストを養成することを目指し、次に掲げる理念目的のもと、湘南医療大学を開学した。

〈大学の理念〉

湘南医療大学は「人を尊び、命を尊び、個を敬愛す」をもって建学の理念とする。人とのふれあいを通して、他者を思いやり、生あるもの全てに感謝し、その人らしさを大切にする教育を実践し、全ての人々の幸せに役立つことを期する。

〈大学の目的〉

湘南医療大学は、教育基本法及び学校教育法と「人を尊び、命を尊び、個を敬愛す」の理念に基づき、高度な知識と技術と共に、豊かな人間性を育み、創造的かつ実践的な教育研究を通じて、地域社会に貢献することを目的とする。

平成 26 (2014) 年 10 月	湘南医療大学設置認可
平成 27 (2015) 年 4 月	湘南医療大学開学
平成 30 (2018) 年 6 月	認定看護師教育課程（認知症看護分野）開講
平成 30 (2018) 年 11 月	湘南医療大学大学院保健医療学研究科設置認可
平成 31 (2019) 年 3 月	湘南医療大学第 1 回学位記授与式

2. 本学の現況

・大学名

湘南医療大学

・所在地

神奈川県横浜市戸塚区上品濃 16-48

・学部構成

保健医療学部 平成 30 年 5 月 1 日現在

(単位：人)

	入学定員	編入学定員	収容定員
看護学科	80	10	340
リハビリテーション学科	80		320
理学療法学専攻	40		160
作業療法学専攻	40		160
合 計	160	10	660

・学生数 平成 30 年 5 月 1 日現在 (単位 : 人)

	1 学年	2 学年	3 学年	4 学年	合計
看護学科	85	101	79	95	360
リハビリテーション学科	86	86	80	78	330
(内訳) 理学療法学専攻	43	46	41	41	171
(内訳) 作業療法学専攻	43	40	39	37	159
合 計	171	187	159	173	690

・教員数 平成 30 年 5 月 1 日現在 (単位 : 人)

学科	専任教員数						非常勤 講師
	教授	准教授	講師	助教	助手	合計	
看護学科	10	7	5	10	3	29	98
リハビリテーション学科	9	6	6	3		23	
(内訳) 理学療法学専攻	6	4	2	2		12	
(内訳) 作業療法学専攻	3	2	4	1		11	
合 計	19	13	11	13	3	52	98

・職員数 平成 30 年 5 月 1 日現在 (単位 : 人)

職員	17
----	----

III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

本学の使命・目的については、湘南医療大学学則第1章総則第1条（目的）に以下の文章で具体的で明確かつ簡潔な文章で規定している。

「本学の目的及び使命」

湘南医療大学（以下「本学」という。）は、教育基本法及び学校教育法の精神に則り、本学の「人を尊び、命を尊び、個を敬愛す」の理念に基づき、高度な知識と技術と共に、豊かな人間性を育み、創造的かつ実践的な教育研究を通じて、地域社会に貢献することを目的とする、と規定されている。

1-1-② 簡潔な文章化

ホームページ、大学案内、学生便覧等に、本学の理念である「人を尊び、命を尊び、個を敬愛す」と本学の使命・目的を簡潔に明示している。

1-1-③ 個性・特色の明示

湘南医療大学の個性・特色については、本学の基本理念として「人を尊び、命を尊び、個を敬愛す」を軸に、人とのふれあいを通して、他者を思いやり、生あるもの全てに感謝し、その人らしさを大切にする教育を実践し、全ての人々の幸せに役立つことを期する、と大学案内、ホームページ等において明記している。

同時に、保健医療学部の目的及び使命では、生命の尊厳を基に、科学的及び文化的専門知識・技術を身につけ、保健・医療・福祉・教育を総合的な視野で捉えられる看護師・保健師および理学療法士・作業療法士を養成し、地域社会はもとより、国際社会の発展に貢献できる人間を養成する、としており、本学の理念に基づいたものが個性であり、特色であることを明示している。

1-1-④ 変化への対応

本学の使命・目的及び教育目的は、開学時から変更のないものであるが、社会情勢や教育界の動向等に対応して、必要に応じて見直しを検討すべきである。しかしながら本学は開学が平成27年（2015年）と歴史も浅く、まだ大きな見直しを必要な時期・段階に至っていない。しかし変化への対応については、常に留意している。

(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学の使命・目的及び教育目的については、これまで以上に具体性と明確性に留意しつつ、大学内、大学説明資料（パンフレット）、学生募集要項等の印刷物、ホームページ、オープンキャンパス等のあらゆる機会を通して、分かりやすい文言等について見直していく。

また、教育関連法令の改正等の動きや教育界の動向を常に注視して、法令への適合及び変化への対応に関するこれまでの対応を継続していく。

1-2 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2 の自己判定

基準項目1-2を満たしている。

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

法人の目的は寄付行為第2章（目的及び事業）に、大学の目的は大学学則第1章総則第1条（目的）に、保健医療学部の学科構成の目的は大学学則第1章総則第5条（学部）に明記されている。また寄付行為の変更については、理事会で承認される必要があり、また大学学則の変更については運営管理会議で審議され、さらに理事会で審議されたうえで承認される必要がある。このように法人及び大学の目的、学務運営等は、夫々の明記する規定の審議・承認の手続きの過程において、役員及び教職員の理解と支持を得ている。開学後はFD活動の中で、新任教員を含めた全教職員を対象にして大学の使命・目的及び教育方針等の理解を深めるよう努めており、支持されているものである。

1-2-② 学内外への周知

大学の理念、教育目的については、本学の校舎内（エントランス、学生食堂、図書館）、各教室に掲示し、学生及び教職員に周知し、また大学のホームページには、本学の理念及

び教育目標等を明記し、広く学内外に公表している。また本学の学生使覧や大学案内には本学の大学の理念、教育目的を明記し、さらに入学式の学長式辞や大学の行事における挨拶等において、本学の基本理念、教育目標等について触れ、内外の関係者の理解を深めようとしている。

1-2-③ 中長期的な計画への反映

建学の理念、教育目的に基づき計画的・戦略的視点にたって、教職員の意見を広く求めたうえで、中期的計画の一環として修士課程の設置に向けて検討を重ねている。

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

大学の理念に基づく教育目的及び教育目標は、本学が掲げる3つのポリシーであるディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーに反映され、保健医療学部看護学科、リハビリテーション学科の目的と整合性がとれている。

湘南医療大学学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）では、本学の理念・教育目的をコアにして、看護及びリハビリテーションの専門職として高度な知識と技術を身につけ、チーム医療を推進、科学的根拠に基づく主体的な問題解決に向けて実践することができる、などを掲げ、卒業要件及び履修方法として修学年限と共に126単位以上の修得を規定している。またカリキュラム・ポリシーについては、他職種と連携し、チーム医療を推進することにより多様なニーズに適切に応えられる豊かな人間性を備えた人材を養成するために、カリキュラムラダーを提示し、本学の理念の理解を深めるように作成している。

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

本学の教育研究組織は保健医療学部から成り、看護学科とリハビリテーション学科（理学療法学専攻と作業療法学専攻）の2学科で構成されている。入学定員は看護学科80名、リハビリテーション学科80名（理学療法学専攻40名、作業療法学専攻40名）で、看護学科では看護師と保健師の養成を、リハビリテーション学科では理学療法士、作業療法士の養成を行っている。

両学科では、本学の理念「人を尊び、命を尊び、個を敬愛す」に基づき、教育目的の「高度な専門知識と技術」「チーム医療を推進できる」「豊かな人間性」「地域社会に貢献できる」など軸に看護職、リハビリテーション職の養成を機能的かつ効果的に展開している。これらに必要な適切な人員の教員及び教育研究設備を確保して、保健医療学部としての最適な教育環境も目指した中で講義、演習活動等の実施と教育研究活動を展開している。

(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学の使命・目的及び教育目的については、個性・特色の明示、法令への適合及び変化への対応に関するこれまでの対応を継続していく。

[基準1の自己評価]

本学の使命・目的及び教育目標は大学学則に定め、本学はこれらに基づいて運営されている。

また、これらはホームページ、大学案内、学生便覧等を通じて学内外に十分に周知している。中でも特に「人を尊び、命を尊び、個を敬愛す」の理念については学内各所に掲示を行い、教職員と学生に浸透させている。

教育目標は、3つのポリシーに反映され、それぞれのポリシーに基づいて入学者受入れ、教育課程編成及び運営を行っている。

基準 2. 学生

2-1 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

本学は、本学の建学理念・目的、教育目的に則り保健医療学部の各学科でアドミッション・ポリシーを定めている。

[看護学科]

- ・入学後の修学に必要な基礎学力を有している。
- ・人が好きで、生命に対する倫理観がしっかりとっている。
- ・保健・看護に対する意欲や関心が高く、この分野に貢献したいという目的意識と情熱を持っている。
- ・入学後も生涯にわたって自己啓発・自己学習・自己の健康増進を継続する意欲がある幅広い人間性、協調性と柔軟性を持ち、周囲の人々と良好な関係を保つことができる。
- ・自分の行動や考えに責任を持つことができる。

[リハビリテーション学科]

- ・思いやりと敬意をもって他者と接することができる。
- ・保健・医療・福祉・教育・研究に対する意欲や関心が高く、この分野に貢献したいという目的意識と情熱を持っている。
- ・知的好奇心と創造性に富み、主体的、継続的に勉学する姿勢を持っている。
- ・積極的に課題を探求し、問題解決のために前向きに努力する。
- ・自らの行動や考えに責任を持ち、物事に真摯に取り組める。

このような入学者受入れの方針を周知するため、大学案内やホームページで建学理念・目的、教育目的、アドミッション・ポリシーを明示するだけでなく、受験者、受験者の保護者を対象としたオープンキャンパス、入試対策説明会、高校教員説明会を複数回開催して、詳細に説明を行っている。さらに、開学当初より入試・広報の職員が、神奈川県下の高等学校を中心に個別に訪問して、詳細に説明を行っている。

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

本学は、学生募集要項の冒頭に前述のアドミッション・ポリシーを明記し、アドミッション・ポリシーに掲げた資質と能力を測るために、AO入試Ⅰ期（Ⅱ期は作業療法学専攻のみ）・社会人入試、公募型推薦入試（Ⅰ期・Ⅱ期）、指定校推薦入試、一般入試（Ⅰ期・Ⅱ期・Ⅲ期）、大学入試センター試験利用入試（Ⅰ期・Ⅱ期）の選抜方法を設けて入学者を

選抜し、受け入れている。なお、本学はこれら全ての選抜方法において、学力検査と面接を課すことにより、アドミッション・ポリシーの各項目に沿った選抜を実現している。

入学者については、個々人の成績の推移や集計データ、面接記録等の情報を蓄積しており、第1期生が卒業する平成31年3月以降に、アドミッション・ポリシーに沿った入学者選抜が有効に機能しているかどうかの検証を行いたい。面接試験については、各学科で、入学者の状況も踏まえ、よりアドミッション・ポリシーに適う評価方法に改善を行っている。

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

本学の過去3年間の志願者数は、いずれの年度も入学定員を上回っており、志願倍率は4~6倍を維持している。平成30(2018)年度の入学試験における志願者数と志願倍率は、全学で883人・5.5倍、看護学科で516人・6.45倍、リハビリテーション学科理学療法学専攻で269人・6.72倍、リハビリテーション学科作業療法学専攻で95人・2.37倍となっている。

本学の過去3年間における入学定員に対する入学者の比率は、看護学科で1.08~1.28、リハビリテーション学科理学療法学専攻で1.08~1.15、リハビリテーション学科作業療法学専攻で1.02~1.08となっており、入学定員に対する入学者の比率の適切な管理に努めている。(作業療法学専攻は、第二志望専攻を含んだ志願者数・入学生数)

(3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

アドミッション・ポリシーは、学生募集要項への掲載、定期的に実施しているオープンキャンパスを通して、受験生、保護者、高校関係者を含めて周知していくことに引き続き努めると共に、より本学のアドミッション・ポリシーに合致した学生を確保できるよう、入試方法も適宜見直していく。

入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持については、入試判定会議で合格者を判定する際には各入学試験区分の募集定員を必ず確認のうえ、辞退者数及びその割合を過去のデータを基に予測し、適切な学生受入れ数になるよう合否のボーダーラインを審議、設定しており、その結果、平成30(2018)年度の入学定員超過率については、看護学科の入学生が85人、リハビリテーション学科理学療法学専攻の入学生が43人、リハビリテーション学科作業療法学専攻の入学生が43人、計171人(定員160人)で1.07倍であり、適切な学生受入れ数を維持できている。

2-2 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2 の自己判定

基準項目2-2を満たしている。

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

学生への学修及び授業の支援に関しては、教務委員会及び学生支援委員会並びにチューター・担任制度、オフィスアワー制度を中心にして、また学年別ホームルームなど全学的に取り組んでいる。学習障害を呈する学生に個別の面接・支援・指導をチューター、担任・副担任その他の教員が綿密・頻回に行っている。家庭の事情、経済状況など学修に係る事柄では教員と事務職員が協働し、さらに課題に応じて全学的に解決に取り組んでいる。

以下に具体的な学習及び授業の支援について説明する。

(ア) 入学前教育

入学後の学修を円滑にすすめていく目的で、推薦入試合格者並びにAO入試及び推薦入試合格者の102名に対し、基礎的な知識の修得と、大学での学習にむけた動機付けを図った。2学科共にインターネットを介した通信教育を行い、学生各自の学習進度に合わせて担当教員が各学生に対してパソコンを介して指導する体制を探っている。そのほか、各学科専攻でオリジナルの課題を準備している。作業療法学専攻では、入試合格後から入学までの期間に行った活動体験を、入学後に発表させ、自己の啓発的認識を高めさせ、大学教育に適切に導くようにしている。理学療法学専攻では、入学後の大学教育へのスムーズに導入ができるよう、課題図書の感想文提出や、今後使用する漢字語句の学習を課している。看護学科では、要約や文章表現力アップを目指し、小論文学習課題を10課題課している。

(イ) オリエンテーション

- 1) 新入生オリエンテーションは、医療系大学における医学・医療における膨大な知識の理解と記憶が必須な基本となるため、意欲と希望を実現する大学生活への円滑な移行を支援するため、教員と職員が協働し、実施している。学生生活全般、図書館やパソコンルームなどの学習支援施設、本学独自の奨学金、4年間における授業の構成と相互関連、履修登録など学修に関わる事、健康管理（健康診断、予防接種、保健・医療受診）、学生保険、将来の実習で接する患者及び自身の生活安全についてなど、学修及び学生生活に必要な情報を提供している。
- 2) 在学生オリエンテーションは、教員と事務職員が協働し、各学年開始時に実施している。履修登録、学生生活等について成果をあげるための具体的方法・注意点を述べる。

(ウ) 年間を通じた学修支援

看護学科は20名程度に2名のチューター、リハビリテーション学科は担任1名並びに副担任1名の教員を配置して、事務職員との協働により、履修科目登録・履修状況、経済を含む家族的事柄、奨学金、アルバイト、学修、学生生活、健康などについての悩み相談、成績不振に潜む学習障害の問題、心身の障害を持つ学生に対する学習の支

援、休学、復学、退学、その他の広範囲な事項に渡って、学修支援と学生生活支援を常時行っている。教員は学科・専攻別に定期的に会議を開催し、全教員が適宜問題を共有し、連携協力して解決に当たっている。

また、成績不良者の保護者を対象に保護者懇話会及び個別面談会を実施し、教員及び事務職員と保護者との連携による支援にも努めている。

(エ) 初年次教育

大学での学び方と学修に必要なツールの活用方法を修得させることを目的に、新入生の学習ガイダンスを実施している。看護学科では4月～5月に全5回実施しており、内容は、講義の聴き方、ノートの取り方、予習・復習の進め方、レポートの書き方等の講義と、ワード文書作成のスキルアップ、文献検索の方法の講義・演習である。ワード文章作成ではコンピュータの管理を担当する事務職員、文献検索の方法は図書館司書が実施した。内容については教員と担当職員及び司書が検討し、演習においても協働して学生の指導に当たっている。論理的な思考に基づく実践的な文章作成を修得させるために、最後にレポートを課し、返却時に教員による個別指導を行っている。

リハビリテーション学科では、学科の教員が、大学での学修の仕方、パソコンやインターネットの利用方法や注意点、図書館の利用の仕方等の初年次教育を丁寧に行っている。

(オ) 学年別実習ガイダンス

1年次及び2年次の臨地実習前に、臨地における学修の心構えと学び方、関連するルールについて看護学科独自に作成した臨地実習ガイドラインを用いて説明し、学生が学修目的の到達を目指して準備するのを支援している。教員は教育目的・目標、単位認定、学修者としての基本的な姿勢とルール、健康管理、災害発生時の対応等を行っている。事務職員は、実習定期等の証明書や承諾届に関する説明を行う。

(カ) 休学者、退学者への指導

休学者はその兆候を受講態度、授業欠席、試験不合格などで示す場合が多く、教員間の意思疎通を密にし、早期に兆候をつかみ、チューター、担任・副担任教員を中心になって学生と個人面談を行い、必要に応じて科目担当教員、学科長、専攻長も面談を複数回おこない、密に相談・指導し休学に至らないように努めている。しかし休学が現実となる可能性の高まりに応じ保護者との面接をおこない、学生の真の希望に沿って再度奮起するか休学するかを決めるようすすめている。話し合いの結果、休学ではなく進路の変更に至る場合は退学となるが、一連のプロセスに事務職員も適宜加わって協力して対応し、可能な限り学生を卒業まで導くよう努めている。

休学者や退学者については、教授会において慎重に審議しており、その際には、チューター、担任教員から、作成された報告書に基づき、経緯等を報告することとしており、その後のきめ細かな指導等に役立てている。

(キ) オフィスアワー制度

各授業科目に関しての相談は、全教員が、各々シラバスに記載したオフィスアワーをもとに学生に対応している。

(ク) 出欠席管理

出欠席管理システムを導入し、これにより学生の授業への出席状況を把握している。

欠席が多くなることが、学生の休学、退学に繋がることがあるので、これらの学生を呼び出し、面談を行い、休学、退学に進行しないように教員と事務職員が協力して対応を行っている。

(ケ) 国家試験対策支援

看護学科は、1年は国家試験の重要性についてガイダンスを行った。2年は学生が自身の知識レベルを知り国家試験の意識高揚と学習計画の基礎固めを目的に、業者模試を2回(6月・2月)実施した。3年は2回(6月・2月)に業者模試を実施した。4年は、業者模試を7回、国家試験対策講座(2業者合計16回開講)と解剖学担当教授による基礎講義を7回実施し、その他国家試験対策委員及び9月から設置したキャリア支援センターによる学習フォローを行った。

リハビリテーション学科理学療法学専攻は、1年生は成績不良者にフォーカスし生理学、解剖学の自己学習用のテキストを配布しフォローした。2年生は専門科目が増えたことで講義内に国試の過去問題に触れながら年度末に3年生と同様の専門基礎科目の模試(解剖学・生理学・運動学)を実施した。3年生はゼミ形式の学習と担任による過去問題の解答、2月末に業者の基礎模試(解剖学・生理学・運動学)を実施した。4年生は臨床実習終了後、業者による特別講義(解剖学・生理学・運動学・臨床医学)を受講し、業者による模試と過去問の計15回実施し、ゼミ単位で学習フォローを行い、成績不良者には集中し対応した。

リハビリテーション学科作業療法学専攻は、1年生は三科目模試を2月に実施、毎週1回実施するホームルームにて、クラス担任を中心に学生の資質向上を図るために、自学自修の勉強会を実施した。2年生は専門基礎科目(解剖学・生理学・運動学)の過去模試を行い、結果のフィードバックと個別対応を行った。3年生はゼミ形式の学習と担任による過去問題の解答を行い、業者の専門基礎科目模試(解剖学・生理学・運動学)とオリジナルの業者模試を実施した。4学年は、臨床実習後に夏合宿を行い、皆で国試を乗り切る覚悟を共有し、模試を業者・教員オリジナルの過去問計8回実施し、ゼミ単位で学習フォローを行い、成績不良者には集中し対応した。

国家試験結果は看護師合格率96.3%(79/82名)、保健師合格率83.3%(10/12名)、理学療法士合格率91.6% (33/36名)、作業療法士76.9% (20/26名)となつた。

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

11月に大学院保健医療学研究科設置が認可され、2019年度開設に向け、諸準備を行ったところであり、2018年度は大学院生がいないこともあり、TAは雇用しておらず、学修の進まない学生に対して担任教員、チューター教員、科目担当教員、専攻長、学科長などが密に学修支援を行っている。個々の学生に応じた指導が大切であり、専攻・学科ごとの教員会議でそれぞれの学生の課題、問題点、その背景などを十分に検討したうえで支援・指導を行い、反応・結果を報告・分析し、解決に努めている。

(3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

学生への学修及び授業の支援に関しては、教務委員会を中心に、教員と職員が協働して全学的にとりくみ、個々の学生に対するきめ細かな支援・相談は各チューター、担任・副担任が中心となって対応していくため、これからも学科会議・専攻会議で十分に情報を共有し、担当教員とも情報共有を行って、学生支援の質をより高めていく。各科目の学修の進め方の詳細はシラバス及び授業概要に、具体的に授業概要、到達目標、講義日程、単元、単元ごとのテーマと内容、事前学修すべき事と要する時間、事後学修すべき事と要する時間、評価方法、教科書、参考図書、オフィスアワー、留意事項にわけて明示し、毎年必要に応じて改定しているが、今後も必要に応じ改善する。

2学科ともに4年次の国家試験合格を目指として、1年次より順次計画的に模試を受験させることにより、国家試験受験に対する意識を持たせると共に、結果についてはきめ細かい指導を行い、学習効果を上げるよう今後も改善を続けていく。

2-3 キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3 の自己評価

基準項目 2-3 を満たしている。

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

本学は、①保健医療に関する高度な専門知識と技術を教育する。②他職種と連携し、チーム医療を推進することにより、人々の多様なニーズに適切に応えることのできる、豊かな人間性を備えた人材を育成する。③主体的に行動し、社会の変化に対応し、地域社会に貢献できる人材を育成する。を学部の教育目的とし、入学してきた学生を4年後に国家試験に合格させ、看護師、保健師、理学療法士、作業療法士の資格を取得させて、それぞれが目標とする職業に就かせることを目指している。

そして、実習は大学を卒業すると同時に医療職に就く際の社会的、職業的自立に大きく影響を与えるものであり、学生が外部の実習施設において実習を行うことは、学生自身の職業観、倫理観を育成するためにも重要なカリキュラムの一つであり、本学では実習もキャリア教育の延長上にあるものと捉えている。

また本学は、設置母体であるふれあいグループに多数の病院や介護老人保健施設等を擁しており、実習施設及び就職先選択肢を多く確保するという2つの側面からも、親身なキャリア形成支援の体制を確立できている。

臨地実習の概要（看護学科）

実習科目	学年	単位	実習施設
基礎看護学実習Ⅰ	1年次後期	1	病院
基礎看護学実習Ⅱ	2年次後期	2	病院
成人看護学実習Ⅰ（急性期）	3年次後期	3	病院
成人看護学実習Ⅱ（慢性期）	3年次後期	3	病院
老年看護学実習Ⅰ	3年次後期	1	病院、介護老人施設等
老年看護学実習Ⅱ	3年次後期	3	病院、介護老人施設等
小児看護学実習	3年次後期	2	病院、幼稚園
母性看護学実習	3年次後期	2	病院
精神看護学実習	3年次後期	2	病院、社会復帰施設
在宅看護実習	4年次前期	2	訪問看護ステーションおよび施設等
統合実習	4年次前期	2	病院、各種施設等

臨床実習の概要（リハビリテーション学科）

実習科目	学年	単位	実習施設
【理学療法学専攻】			
見学実習（理学療法）	1年次前期	1	病院
評価学実習	3年次後期	4	病院
総合臨床実習Ⅰ（理学療法）	4年次前期	7	病院
総合臨床実習Ⅱ（理学療法）	4年次前期	7	病院
実習科目	学年	単位	実習施設
【作業療法学専攻】			
見学実習（作業療法）	1年次前期	1	病院
検査・測定実習	3年次前期	2	病院
評価実習	3年次後期	4	病院
総合臨床実習Ⅰ（作業療法）	4年次前期	8	病院
総合臨床実習Ⅱ（作業療法）	4年次前期	8	病院

卒業までのキャリア支援の方針・方法等については、大学全体で段階的に整えている。教育課程もそのように編成しており、キャリア支援に直接繋がる科目として上記実習科目に加えて看護学科では「キャリア形成論」、「インターンシップ」を設けている。両科目とも、専門科目や実習で学びを積んだ学生が、職業選択や専門職として将来を展望できるような学修内容となっている。

「キャリア形成論」は、広い専門分野での経験を有する教員からキャリア理論・キャリア発達などの理論や、学生自ら自己概念を明確化し、キャリアデザインを描き、プレゼンテーションを行うまでの学修をする。

「インターンシップ」は、学科長を責任者とし教授数名が加わり、アクティブラーニングを中心とした授業構成にしている。インターンシップ体験を活かし、自らの職業選択に繋がる学修をする。

また、今年度に、新たにキャリア支援センターを設置し、専任教員1名を配し、体制整備を行い、前述の取組みが円滑に実施できるように、協力体制を構築している。

なお、就職・進学に対する相談・助言は、これまでチューター・クラス担任において行ってきたが、新たにキャリア支援センター配置の専任教員との連携により、さらにきめ細かな指導を実施し、前述の取組みが円滑に行える体制を構築している。

(3) 2-3 の改善・向上計画

本学は平成27年度開学で、今年度末で完成年度を迎える。キャリア支援としての専任教員が配置され、学生個々の就職に向けたきめ細かな指導を教員と共にできるようになった。4年次の国家試験合格による志望の医療機関に就職することを目標として、1年次より順次計画的に模擬試験を受験させることにより、自学自修の姿勢と国家試験受験に対する意識を持たせると共に、学習効果をあげよう今後も続けていく。

2-4 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4 の自己判定

基準項目 2-4 を満たしている。

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-① 学生生活の安定のための支援

本学では、全学的に学生を支援する機関として学生支援委員会、事務局の学生支援担当が担当している。看護学科では学年混合のチューター制、リハビリテーション学科では学年別のクラス担任制で教員を配置し、各学科の教育目的・目標の到達を目指して入学から卒業までのきめの細かい継続した修学・学生生活等の支援を行っている。また、全教員がオフィスアワーを設け、教員が学生の質問や相談に積極的に対応している。

事務局の学生支援担当職員は、日常的な学生生活に関する業務を担当している。窓口対応時間は、平日の 8 時 50 分から 17 時である。主な業務は次のとおりである。

- 1) 学生の在学証明書、成績証明書、卒業証明書、卒業見込証明書、通学証明書、学生旅客運賃割引書等に係る発行に関すること
- 2) 学生証の発行に関すること
- 3) 学生生活、生活指導に関すること
- 4) 施設使用に関すること
- 5) クラブ等設立等に関すること
- 6) 提携寮に関すること
- 7) 学生の保険に関すること
- 8) 獎学金に関すること
- 9) 就職、進学に関すること

学生の課外活動として、大学祭とクリスマスキャロリング、オープンキャンパス補助、サークル活動が行われている。

【大学祭】

大学祭は毎年秋に開催しており、平成 30 年度は 11 月に 2 日間開催した。学生を中心に参加企画は 25 件、来場者数は 627 名であり、企画数は前年度より 5 件増加した。来場者数は前年度と同水準であった。開催に際しては、大学祭学生実行委員の主体的な活動を学生支援委員会の教職員が支援し、打合せや広報、衛生管理等について助言した。

【クリスマスキャロリング補助】

1 年次の学生が担当し、12 月に実施している。平成 30 年度は 6 つの施設を訪問し、2 学科計 102 名が参加した。ハンドベルの演奏など施設入所の方々からはかなり好評で、医療人を目指す学生にとって貴重な体験の場となっている。

【オープンキャンパス】

学生の課外活動としてオープンキャンパスのスタッフを務めてもらっている。平成 30

年度は、6月・8月・11月・3月に計6回実施された。具体的には、各実習室で行う演習体験、キャンパスツアーの案内、個別相談、学生生活のトークライブ、受付・案内等を担当してもらっている。

【サークル活動】

サークルは平成30年度末時点では、下表の通り15団体が活動している。専任教員が各サークルの顧問となり、活動の指導を行っている。顧問については、毎年度最初の教授会にて承認を得ている。

フットサルサークル	ブレーブリー(バドミントン)	Track and Field サークル(陸上)
テニスサークル	DANCE サークル	漫画研究サークル
軽音サークル	バスケットボールサークル	スキー・スノーボードサークル
湘南医療大学ボランティアサークル	ハンドメイドサークル	Sums Base Ball (野球サークル)
運動指導研究会	SUMS VOLLEY BALL CLUB(バレーボールクラブ)	ソフトテニスサークル

学生の経済的な支援策としては、ふれあいグループが運営している奨学金・修学資金がある。本制度の利用を希望し、選考基準に適合する学生に対しては、月額50,000円もしくは30,000円が奨学金として支給されると共に、さらに希望する学生には修学資金として月額30,000円が貸与される。

そして、学生に対する健康相談、心的支援、生活相談については、学校保健法に基づき健康診断を実施している他、カウンセリング室を学内に設置し、カウンセラーが対応している。さらに、学生が体調を崩した場合には、大学に隣接する関連病院を即時利用でき、必要に応じ専門的なサービスを早急に受けることが保障されている。

なお、学内でのルールやマナー意識、SNSの正しい利用の仕方等についてオリエンテーション等で注意喚起を含めて指導すると共に、ハラスメントの防止、排除及びハラスメントに関する問題の対応を目的とした組織としてハラスメント防止委員会を設置すると共に、防止規程を定め、相談窓口として専用のメールアドレスを掲示し、個人情報保護と守秘義務の原則を厳守しながら相談に対応している。

(3) 2-4の改善・向上方策（将来計画）

学生生活に関する教員、事務での対応についてはまずまずの成果が上がっているが、学生の意見等の聴取や分析を積極的に行い、今後の学生生活全般の支援に繋げていきたい。

2-5 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5 の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

本学は、横浜市戸塚区上品濃 16-48 に位置している。

1) 校地

校地については、大学設置基準 34 条（抜粋）において「校地は、教育にふさわしい環境をもち、校舎の敷地には、学生が休息その他に利用するのに適當な空地を有するものとする。」、同 37 条（抜粋）では「大学における校地の面積（附属病院以外の附属施設用地及び寄宿舎の面積を除く。）は、収容定員上の学生一人当たり十平方メートルとして算定した面積に附属病院建築面積を加えた面積とする。」と定義されていて、これを本学に当てはめると本学の収容定員は 660 名であるので、基準面積は 6,600 m²となる。本学の校地は校舎等敷地が 6,629 m²、屋外運動場敷地が 1,253 m²、計 7,882 m²で、大学設置基準を満たしている。

また、運動場については、大学設置基準第 35 条（抜粋）で「運動場は、教育に支障のないよう、原則として校舎と同一の敷地内又はその隣接地に設けるものとし、やむを得ない場合には適當な位置にこれを設けるものとする。」とある。本学の運動場は校舎に隣接はしていないが近隣に設けており、学生の課外活動等に利用可能である。

2) 校舎

校舎については、大学設置基準第 37 条の 2（抜粋）において「校舎の面積は、一個の学部のみを置く大学にあっては、別表第 3 イ又はロの表に定める面積以上（抜粋）」と規定されており、保健衛生学関係（看護学関係）で収容定員 400 人までの校舎基準が（収容定員 - 200 人） × 992 ÷ 200 + 3,966 (m²) = 4,660.4 m²（看護学関係を除く）、収容定員 400 人までの校舎基準が（収容定員 - 200 人） × 1,157 ÷ 200 + 4,628 (m²) = 5,322.2 m²と計算されるので、本学の基準面積は 9,982.6 m²となる。本学の校舎面積は 14,645 m²で、大学設置基準を満たしている。

校舎の施設については、大学設置基準第 36 条（抜粋）において「大学は、その組織及び規模に応じ、少なくとも次に掲げる専用の施設を備えた校舎を有するものとする。

一 学長室、会議室、事務室

二 研究室、教室（講義室、演習室、実験・実習室等とする。）

三 図書館、医務室、学生自習室、学生控室

- 2 研究室は、専任の教員に対しては必ず備えるものとする。
- 3 教室は、学科又は課程に応じ、必要な種類と数を備えるものとする。
- 4 校舎には、第一項に掲げる施設のほか、なるべく情報処理及び語学の学習のための施設を備えるものとする。
- 5 大学は、校舎のほか、原則として体育館を備えると共に、なるべく体育館以外のスポーツ施設及び講堂並びに寄宿舎、課外活動施設その他の厚生補導に関する施設を備えるものとする。」とある。

本学の校舎は理事長室、学長室、会議室、事務室のほか講義室が 17 室、演習室 11 室、実験・実習室 15 室、研究室、図書館、医務室等を設置している。講義室 17 室の内訳は大講義室 1 室、中講義室 7 室、小講義室 9 室、実習室 15 室の内訳について看護学科は臨床看護学実習室 1、臨床看護学実習室 2、栄養学実習室、基礎看護学実習室を備え、リハビリテーション学科は、発達・高次脳機能障害実習室、義肢装具兼障害者支援工学室、理学療法学実習室 1・2、作業療法学実習室 3、理学療法学実習室 3、評価実習室、作業療法学実習室 1・2、評価・測定・解析実習室を備えている。また、学部共通の実習室として、基礎医学実習室及び在宅・公衆衛生看護学実習室・日常生活活動実習室を備えている

各実習室の主な備品については次のとおりである。

臨床看護 2

アイレット保育器 C2000、産褥子宮触診モデル、妊婦腹部触診モデルⅡ型、パタルサインペッパーⅡ、幼児 5-6 歳モデル・リンゴちゃん

臨床看護 1

レザシアン with QCPR 全身スキルガイド、人工呼吸器、輸液ポンプ、シリソーポンプ、CPS 実習ユニット、心電計、ベッドサイドモニタ、AED レザシアン with QCPR 全身スキルガイド

在宅 ADL 室

レザシアン with QCPR 全身スキルガイド、心電計、デジタル粉塵計、スポートタイプ車椅子、電動車椅子、ポータブルスプリングバランサー車椅子用、手動式リフト(セロハイリフト 150)、環境制御装置

基礎看護準備

プロムナーシングストレッチャー、小児用移送車(ストレッチャー)、看護実習モデルユニットともこ、サガモ気道管理トレーナー、人体解剖模型 女子 B-150 形、神経系・循環系・門脈系模型、脳模型 A 形、人体筋肉模型女子、下肢模型 D 形

基礎医学

人体骨格模型 男子 SA-160 形、人体骨格模型女子 SW-170 形、日本人男性骨格分離複製モデル、日本人女性骨格分離複製モデル、スリム型薬品用冷蔵庫 人体解剖模型(足の筋肉)、人体骨格模型(男子 SA-160C 形)

基礎看護

洗髪車、製氷機 350

評価

視野計、電気刺激装置、アイビースプロス

発達高次脳

伝の心一式 16062001、車椅子シーティングバギー L サイズ一式、
車椅子折りたたみバギー、RV-pockets II、車椅子キッズ用リアルモジュラー式トライアングルティルト車いす、
ボールフーリスイングサポートフレーム、上部幅 160cm スペースロック 3 種セット、ラッサルクッション 6 種 JPAN、
感覚処理・行為機能検査 ABC セット

義肢装具

アライメント調節：大腿用アジャスター、ルック台座ロック付き、下肢義足：大腿義足、サイム義足
股離断義足：骨格構造式、足継手：エレキニティ蓄積足部 FLX 足、大腿ソケット：全接着式、
膝継手：4 節リンク膝、膝継手：油圧式、標準大腿義足：殻構造式、
標準大腿義足：骨格構造式、肩義手：装飾用、肩義手：能動式、肩義手・肩甲鎖骨骨切除用、
肩義手・装飾用、肩義手・能動式普通用、上腕義手：能動式

理学 1

運動負荷心電図測定装置、セントラルモニタ、モバイルエアロモニタ、テレマイオ DTS 一式 16 チャンネル、
医用トレッドミル、エルゴメーター、リカンベントタイプストレングスエルゴ 240、
重心バランスシステム（重心動搖計グリビコータ）、バイオテックス、起立練習傾斜ベッド・チルトテーブル、
昇降式平行棒 標準型、昇降式平行棒 角型支持、歩行練習用階段、歩行練習用斜面階段、
移動式オーバーヘッドフレーム、肋木運動器、足関節矯正起立足板

基礎医学

ホリグラフシステム（心筋動物実験機能付き）

理学 2

マイクロスパイロ、WEB 一式心電図 8ch のみ、ハドロバックス、半導体レーザー

理学 3

マイクロサーミー、超音波治療器（インテレクトモバイル US）、セレーラ、エジエクターバス上下肢用 湾流、
エジエクターバス上肢用 湾流、エジエクターバス上肢用 湾流・気泡、エジエクターバス上下肢用 湾流・気泡、エレール、ハドロバディラー全身用

作業 1・2

マイコン電気炉、昇降式サンディングボードセット、粘土練り機 T-400 型ステンレス仕様

評価解析

三次元動作解析システム（カメラ台数 8 台）

3) 設備

中講義室の 1 室に PC を学科定員数以上の台数を設置し、学生に対する情報処理教育を行っている。また、この講義室を月曜日から金曜日までの 9:00 から 19:30 の中に講義の無い時間には学生に自由に利用できるよう開放しており、学生は、講義での課題への取組みや自習に活用している。

コピー機は、売店前、図書館に各 2 機ずつ設置している。

教員には研究室に一人一台のパソコン及びプリンタを設置している他、学内に印刷室を設置し、教育研究に利用できる環境を整備している。また、事務職員についても、パソコンを一人一台貸与している。

また、学生用に1階にロッカー室を設け、学生1人1人にロッカーを割り当てている。実習先や医療職の現場でもロッカーは毎日使用することから、ロッカー及びロッカー室の整理整頓について各学期末に教職員がチェックを行い、指導を行っている。

シャワー室も設けており、特に夏季においては使用頻度が高い。皆が気持ち良く使用できるよう使用上のマナーを厳守するよう指導している。

1階には駐輪場も設けている。スペースは十分確保されており、希望する学生・教職員はルールを守って使用し、事故やトラブルがないよう管理している。現在のところ、学外周辺を含め所定の場所以外での駐輪は全く見られない。

食堂と売店を4階に設置しているが、食事時間帯の食堂利用者数はかなり多い。4階ロビーと食堂は、学生の憩いと交流の場としても機能している。

4) 図書館

本学の図書館は486.91m²の面積をもち、閲覧室の座席数は176席を設置している。蔵書については、設置学部に関連する専門図書を中心にその他学術図書、視聴覚資料等を整備し、学生の学習環境支援を行っている。現在、図書14,774冊、電子ジャーナル・データベース10種、視聴覚資料521点等を所蔵している。また、館内にはグループ学習室が2部屋あり、先生を交えた研究を実践するための利用、学生同士での学習等の目的で利用できるよう設置している。

また、図書館の利用可能な時間は、月曜日から金曜日は9:00～20:00、土曜日、春・夏・冬季休業日は9:00～17:00となっている。休館日は基本的には日曜日、祝日、その他に蔵書点検等のために臨時休館日を設けることがある（臨時休館日を設ける場合には、図書館のホームページ及びツイッターを利用して連絡をしている。）。

なお、大学院の設置が認可され、11名の大学院生が入学予定であり、社会人の学生が多く平日は夜間の開講となることから、次年度からの開館時間を延長し、大学院生の勉学への環境整備、並びに在学生への国家試験勉強等への対応を図っていくこととしている。

5) 施設設備の適切な運営・管理

施設・設備を適切に運営管理していくうえで、適宜業務を外部業者に委託し、定期的に保守・点検及び清掃を実施している。主な保守・点検業務は、電気設備、消防設備、空調設備、昇降設備、給排水衛生設備で、その他に警備業務、廃棄物処理、校舎内外の清掃業務を委託し、教育環境の維持に努めている。

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

(ア) 実習施設

本学は医療系の1学部2学科で構成される大学であり、多数の必修の実習科目を設けている。このため、各実習において、前述の多数の実習室を各科目履修者全員が使用して十分な学習効果を得られるように、指導を行っている。各科目の開講前後には、備品チェックと整理整頓を徹底している。

また、年に6回開催するオープンキャンパスにおいて、実習室を公開し、本学の教育研究の一端を体験してもらい、情報発信にも有効に活用している。

(イ) 図書館

本学図書館は、2学科の教育研究分野である看護とリハビリテーション関連の書籍を中心に、計画を上回る進度で蔵書を増やしている。初年次教育に図書館の利用、文献検索を組み込むと共に、2年次と3年次の学生にも、同様に文献検索等のガイダンスを行い、その中で著作権や著書の引用等、論文作成に必要な知識も教授している。

図書館での学修、調査を含めた授業もあり、図書館を授業科目の学修効果向上に有効に活用している。

所蔵資料は、看護分野（3,249冊／前年度より207冊増）、理学療法分野（368冊／前年度より26冊増）、作業療法分野（258冊／前年度より39冊増）、保健・医療分野（7,153冊／前年度より489冊増）など設置学部に関連する専門資料を中心に、図書15,690冊（和書：14,820冊／洋書：870冊）、逐次刊行物287種（和雑誌：246種／洋雑誌：41種、前年度より27種増）、視聴覚資料388点（前年度より74点増）を収集し、整備している。認可申請時の所蔵計画では、図書10,300冊、学術雑誌120種を予定していたが、図書は4,520冊増、雑誌は167種増の所蔵となり、計画以上の資料所蔵数となっている。また、新聞3紙を設置し、時事にも目を向ける機会を作っている。

学生の学習・研究サポートとしては、医中誌Webやメディカルオンラインなどのデータベース（5種）を揃え、館内に設置された6台のパソコン（印刷専用含む）を活用して、検索したり、レポート作成をしたり出来る学習環境を完備している。さらに館内には、グループ学習室を2部屋設けており、学生同士の活発な相互学習等に役立てられている。

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

本学は4階出入口から建物に入ると、2基備えられたエレベータで1階から8階の全フロアに移動可能で、各階フロア内は段差がなくスムーズに移動できる。体育館と別棟への移動の際には、僅かな段差と開き戸の扉があり、他の者の助けを要するため、今後改善すべき課題である。多目的トイレは4階フロア内に設置している。

また、視聴覚障害者のための誘導ブロックや点字名盤等をはじめ、全ての階段に手摺を設けている。

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

本学は、学年単位で講義が構成されることが多いので、40名での受講を基本として、きめの細かい授業を実施している。ただし、科目の状況に応じて、適切な広さ、設備のある大きな講義室や、収容人数10名程度のカンファレンス室を使用することもある。

リハビリテーション学科の2専攻はいずれも1学年の定員が40名だが、看護学科は80名のため、看護学科では、必要に応じてクラスを2つに分けて授業を行い、少人数教育による高い教育効果を維持している。

臨地実習でも、1グループを適切な人数に收め、十分な指導、支援を行えるよう配慮している。

(3) 2-5の改善・向上方策（将来計画）

校地、校舎、設備、実習施設、図書館等については、開学4年目でもあり、汚れ、破損

等はほぼ見られないが、引き続き点検、清掃を実施し、教育環境の整備・向上に努める。

2-6 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6 の自己判定

基準項目 2-6 を満たしている。

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学修支援に関する全学的な組織的対応として、本学独自に平成 27 年度から全学年を対象に「学修等に関する調査」を行っている。初年度以降、設問形式の選択肢型への変更、設問項目の追加などの改良を行い、学生生活の動向の適切な把握に努めている。設問内容は、授業に関すること、教員に関すること、学ぶ意欲、授業方法に関すること、授業環境等に関すること、学生の学修時間に関することなどであり、調査の時期は学期の終了時で、集計・分析結果は委員会での検討と教授会審議を経て、各学科で学生の状況把握・情報共有を行っている。課題があれば適宜学生の意見・要望を汲み取り、適切に対応するよう努めている。

また、同じく平成 27 年度より「FD ネットワークつばさ」の授業評価アンケート及び学修成果等アンケートを実施している。各学期末の最終授業後に、授業評価アンケート及び学修成果等アンケートを科目ごとに履修者に対し実施し、FD 委員会が取りまとめを行っている。集計・分析結果から、教員の授業状況だけでなく学生自身の授業への取組み姿勢についての把握にも努めると共に、今後の授業に役立てるために各担当教員にフィードバックし、授業改善に役立てている。

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

各学科で全学生に対し定期的にチューター・クラス担任等による個人面談を実施しているが、前述の「学修等に関する調査」にて学生の自習時間や睡眠時間、交友状況、アルバイト時間等の学修環境について把握しており、同調査の集計・分析・検討結果を踏まえて、例えば長期欠席等の兆しが見える学生には早めに状況把握とフォローを重点的に行う等、学生の心身のサポートや経済的支援等も含めた多面的な学修支援に繋げている。

また、本学独自のふれあい奨学金の受給者に対しても定期的に個人面談を行うと共に、受給者の必修科目出席状況や成績チェックを行い、状況把握と個々人の状況に合わせた指導、支援を個別に行っている。

これらの個人面談の中で学生の意見・要望も把握し、適宜学科専攻若しくは学部全体で対応を行っている。

また、心身に関する健康相談などへの対応としては、予め予約制をとり、臨床心理士の資格を持つカウンセラーが来学した際に、健康、学修、進路、人間関係並びに学生生活等について、学生のプライバシーに配慮した上で、定期的に実施している。

なお、学生食堂と売店について、自由に意見を出せるように意見箱を設置している。

(3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

学生の学修状況及び学生生活の把握については3つのアンケート調査を通じて、学生の意見・要望の把握は個人面談を通じて、よくできている。アンケートの集計・分析は事務職員及び教員が行い、結果を踏まえて対応策に繋げている。アンケートの設問や分析、意見・要望の把握方法の改善を今後も継続していきたい。

また、学生の健康等の相談は、カウンセラーによる相談を実施しており、今後も、継続的に実施していく。

[基準2の自己評価]

本学では、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーの3つのポリシーに沿って、学生受入から卒業認定に至るまで、国家試験合格並びに就職支援を含め指導していく体制を作っている。

講義についても学生への授業評価アンケート、学修成果アンケート、学修等に関する調査の活用による、講義内容の見直し等を含め、教育内容の向上に努めている。

学生の健康相談にもきめ細かく対応している。

施設、設備については開学して4年目でもあり、ほぼ問題となるところは見当たらないが、経年と共に出てくる問題点については、点検等も含め、維持管理について注意を払い、対応を迅速に行っている。

基準 3. 教育課程

3-1 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

本学の目的は、学則第1条に次のとおり定めている。

「湘南医療大学（以下「本学」という。）は、教育基本法及び学校教育法と「人を尊び、命を尊び、個を敬愛す」の理念に基づき、高度な知識と技術と共に、豊かな人間性を育み、創造的かつ実践的な教育研究を通じて、地域社会に貢献することを目的とする。」

これを踏まえて、ディプロマ・ポリシーを次のとおり策定している。

- 1) 看護及びリハビリテーションの専門職として高度な知識と技術を身につけ、実践することができる。
- 2) 科学的根拠に基づき主体的に行動することにより問題解決に向けて実践することができる。
- 3) 相手を尊重し、他者とのコミュニケーションを通じて良好な関係を築いて発展させることができる。
- 4) 保健・医療・福祉・教育・産業等各界の関連職種と連携し、人々の健康に寄与することができる。
- 5) 幅広い教養と高い倫理観をもち、クライアント中心の医療を主体的に提供することにより地域社会に貢献することができる。
- 6) 卒業後も自己研鑽に努め、生涯にわたり自らの専門領域を実践し続けることができる。

ディプロマ・ポリシーは、本学ホームページに公開して周知している。

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

本学の単位認定、進級及び卒業認定については、ディプロマ・ポリシーを踏まえて、湘南医療大学学則（以下「学則」）及び湘南医療大学授業科目履修規程（以下、「履修規程」）にそれぞれ基準を定め、これらに則り厳正に運用している。

（ア）単位認定については、学則第30条に「授業科目を履修し、単位認定試験に合格した

者には、所定の単位を与える。2 試験に関し、必要な事項は別に定める。」と規定しており、試験は定期試験、追試験、再試験の3種類となっている。

また、試験については、履修規程第6条で「試験には、定期試験、追試験及び再試験がある。」と規定され、追試験は履修規程第9条で「忌引、疾病、その他やむを得ない理由により定期試験を受けることができなかつた者は、当該授業科目について追試験を受けることができる。」、第10条で「定期試験及び追試験で成績が合格点に達しなかつた場合は必要に応じて科目担当教員等の判断により再試験を行うことができる。」と規定している。

成績評価については、学則第31条にて「成績の評価は、秀・優・良・可・不可の5種とし、秀・優・良・可を合格、不可を不合格とする。」、履修規程第8条で「成績評価はシラバスに定めた基準を基に判定する。」と規定されている。

評価	評点	グレード ポイント G P	単位の授与
秀 (S)	90点～100点	4	授与する
優 (A)	80点～89点	3	
良 (B)	70点～79点	2	
可 (C)	60点～69点	1	
不可 (D)	59点以下	0	授与しない
/	評価対象外	算定しない	評価対象外

- 秀 (S)、優 (A)、良 (B) 及び可 (C) は合格、不可 (D) は不合格とする。
- 評点を付さない授業科目は、授与、不授与をもって表わし、G Pには算定しない。
- 再試験において単位を授与する場合の評価・評点は可 (C (60点)) とする。
- 単位を授与されなかった科目は、再履修することができる。

(イ) 進級については、履修規程第13条において「各学科で指定した授業科目の単位を修得しなければ、進級または学科で指定した科目の履修ができない場合がある」と定めている。

(ウ) 卒業認定については学則45条に次のとおり規定されている。「第45条 本学に4年以上在学し、第27条の規定により別に定める単位を修得した者について、教授会の意見を聴いて学長が卒業を認定する。」そして、卒業に必要な単位数については「第27条 授業科目の名称及び単位数並びに卒業に必要な単位数は別表1のとおりとする。」と規定されている。

別表1
看護学科卒業要件

区分	必修	選択	卒業要件
総合教育科目	16 単位	17 単位以上	33 単位以上
専門基礎科目	21 単位	1 単位以上	22 単位以上
専門科目Ⅰ	13 単位		13 単位
専門科目Ⅱ	37 単位	2 単位以上	39 単位以上
統合科目	13 単位	2 単位以上	15 単位以上
公衆衛生科目	4 単位	0 単位	4 単位
合 計	104 単位	22 単位以上	126 単位以上

リハビリテーション学科（理学療法学専攻）卒業要件

区分	必修	選択	卒業要件
総合教育科目	15 単位	18 単位以上	33 単位以上
専門基礎科目	27 単位	2 単位以上	29 単位以上
専門科目	61 単位	3 単位以上	64 単位以上
合 計	103 単位	23 単位以上	126 単位以上

リハビリテーション学科（作業療法学専攻）卒業要件

区分	必修	選択	卒業要件
総合教育科目	15 単位	18 単位以上	33 単位以上
専門基礎科目	27 単位	1 単位以上	28 単位以上
専門科目	61 単位	4 単位以上	65 単位以上
合 計	103 単位	23 単位以上	126 単位以上

以上の内容は、学生便覧及び前期・後期ガイダンス時において、学生に周知している。

(3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化と、厳正な運用ができているが、今後も医療界が求める人材を念頭に、必要に応じディプロマ・ポリシーの見直しを行い、それに併せて各基準の改正も検討していく。例えば、文部科学省が2017年10月に看護学教育モデル・コア・カリキュラムの改訂を行ったことを受けて、看護学科では、2019年度新入生から適用する新カリキュラムを策定した。また、厚生労働省が2018年10月に理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則等改訂を行った

ことを受けて、リハビリテーション学科では、ディプロマ・ポリシー改訂及び単位認定、進級及び卒業認定等の基準の改訂の検討を行っている。

3-2 教育課程及び教授方法

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知**
- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性**
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成**
- 3-2-④ 教養教育の実施**
- 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施**

(1) 3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知**

大学の理念、教育目的及び学部の教育目的・目標を踏まえて策定したディプロマ・ポリシーを達成するために、カリキュラム・ポリシー（教育課程編成方針）を看護学科とリハビリテーション学科ごとに策定し、学生便覧および大学ホームページに公開して周知している。

1) 看護学科のカリキュラム・ポリシー

1. 「教育理念の醸成と看護観や倫理的感性の涵養」を目的とした科目を基盤におく。
2. 「豊かな人間性と人びとの健康課題を理解する」科目をおく。
3. 「看護の専門科目を学習し知識・技術を学ぶ」科目をおく。
4. 「専門的な知識と看護実践能力を養う」科目をおく。
5. 「既習内容を統合・発展させ応用力を養う」科目をおく。

2) リハビリテーション学科のカリキュラム・ポリシー

1. 「教育理念の醸成と倫理的感性の涵養」を目的とした科目を基盤におく。
2. 「ひとや社会を知り、学際的思考を身につける」科目をおく。
3. 「理学療法・作業療法と医学の基礎を学ぶ」科目をおく。
4. 「専門的な知識・技術を養う」科目をおく。
5. 「実践力・応用力を養う」科目をおく。

なお、文部科学省が 2017 年 10 月に看護学教育モデル・コア・カリキュラムの改訂を行ったことを受けて、看護学科では、2019 年度新入生から適用する新カリキュラムを策定した。また、厚生労働省が 2018 年 10 月に理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則等改訂を行ったことを受けて、リハビリテーション学科では、ディプロマ・ポリシー改訂及び単位認定、進級及び卒業認定等の基準の改訂の検討を行っている。

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

ディプロマ・ポリシーは学部として、次のように定められている。

- 1) 看護及びリハビリテーションの専門職として高度な知識と技術を身につけ、実践することができる。
- 2) 科学的根拠に基づき主体的に行動することにより問題解決に向けて実践することができる。
- 3) 相手を尊重し、他者とのコミュニケーションを通じて良好な関係を築いて発展させることができる。
- 4) 保健・医療・福祉・教育・産業等各階の関係職種と連携し、人々の健康に寄与することができる。
- 5) 幅広い教養と高い倫理観をもち、クライアント中心の医療を主体的に提供することにより地域社会に貢献することができる。
- 6) 卒業後も自己研鑽に努め、生涯にわたり自らの専門領域を実践し続けることができる。

一方、ディプロマ・ポリシーに到達するように、前述のカリキュラム・ポリシーが定められている。

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

本学の教育課程は、ディプロマ・ポリシーを達成するために、カリキュラム・ポリシーに沿って編成しており、①看護学科及びリハビリテーション学科の共通科目として教養を修得するための「総合教育科目」、②将来の専門職として必要な知識・技術を修得するための看護学科：「専門基礎科目」「専門科目Ⅰ」「専門科目Ⅱ」「統合科目」「公衆衛生科目」、リハビリテーション学科：「専門基礎科目」「専門科目」の2つに大別できる。各学科が2つに大別された科目群を4年間に渡りバランスよく構成し、それぞれが連携し、体系的・段階的に学ぶことができるように編成している。実習科目については、看護学科では各専門領域区分の中に臨地実習を含め、リハビリテーション学科では科目区分として「臨床実習」を立てた構成にしている。また、教育課程は、対象者の全人的理解や、専門分野に関する知識・技術並びに他職種・関連分野への理解を深めることができるよう編成し、さらに地域医療・地域保健のみならず、福祉や行政など地域社会全体への関心を促す科目も設けている。以下に、学科ごとに詳述する。

1) 看護学科

①総合教育科目

幅広い視野で人間を理解する科目の充実を図るために、「人間とコミュニケーション」、「人間と文化」、「人間と健康」、「人間と情報」、「人間と環境」、「人間の本質と尊厳」の6区分に分類した。その内、「人間と文化」、「人間と情報」、「人間の本質と尊厳」は1年次に履修し、その他の科目群は2年次、4年次にも履修できるように配置している。

②専門基礎科目

専門基礎科目は、「人体の構造と機能・疾病の成り立ちと回復」と「健康支援と社会保障制度」に分かれている。

「人体の構造と機能・疾病の成り立ちと回復」では、総合教育科目の「生物学」、「物理学」、「生化学」等の科目を基礎として、人間の身体面の健康を理解するために必要

な「人体の構造・機能Ⅰ」、「人体の構造・機能Ⅱ」、「病態Ⅰ（診断と治療）」、「病態学Ⅱ（診断と外科的治療、救急と麻酔学含む）」、「病態学Ⅲ（診断と治療）」、「微生物学」、「病理学」の科目を設定している。

また、「健康支援と社会保障制度」では、人間の心身の健康、健康な生活を保持・増進する上で必要となる専門的な知識を幅広く理解するために「現代医療論」、「疫学」、「精神保健論」、「臨床心理学」、「保健統計学」、「保健統計学」、「看護関係法規」、「臨床栄養学」等の科目を設定している。

③専門科目Ⅰ

専門科目Ⅰは、基礎看護学として看護学の基盤となる知識・技術を中心に、安全性と安楽性を考慮した看護の基本を学修する。

④専門科目Ⅱ

専門科目Ⅱは、専門看護学として、対象の成長・発達段階、健康状態に応じた臨床看護の実践能力を身につけることを目的とする。

⑤統合科目

統合科目は、既習の知識を基盤として、主体的にその内容を深め統合し、幅広い視点で看護を考え発展させることができる能力を培うことを目的とする。

⑥公衆衛生科目

看護職として必要な公衆衛生看護について、地域で生活する全ての人々の健康の保持・増進を目指す公衆衛生看護および健康危機管理の基礎的知識を学修する。

⑦臨地実習

臨地実習は、相手の立場に立ち、知識を統合し、科学的・理論的判断に基づき、相手に適した看護を実践する。その活動を通して看護実践の基礎を培うことを目的とする。

そのために、下表に示すように、1年次から4年次までの4段階とし、様々な場所で、ライフステージや健康レベルの異なる生活者を対象に、実習が積み重なるように設定した。

学年	実習科目	単位	実習場所
1年次後期	基礎看護学実習Ⅰ	1	病院
2年次後期	基礎看護学実習Ⅱ	2	病院
3年次後期 (平成29年度～)	成人看護学実習Ⅰ・Ⅱ	6	病院
	老年看護学実習Ⅰ・Ⅱ	4	介護老人保健施設、病院
	小児看護学実習	2	病院、幼稚園
	母性看護学実習	2	病院
	精神看護学実習	2	病院、社会復帰施設
4年次前期 (平成30年度～)	在宅看護学実習	2	訪問看護ステーション および施設等
	統合実習	2	病院、各種施設等

第1段階1年次：看護実践の基礎を学習するために基礎看護学実習Ⅰがある。

第2段階2年次：看護過程の展開を通して、生活行動の援助を中心に、対象者に適した援助のプロセスを学習するために基礎看護学実習Ⅱがある。

第3段階3年次：対象特性を踏まえた援助を積み重ね、看護実践能力の基礎を学習するために成人・老年・小児・母性・精神看護学の専門看護学の臨地実習がある。

第4段階4年次：看護を応用・発展させ、関連職種と協働し、地域住民の多様なニーズに応じた看護を学習するために、在宅看護学実習、統合実習がある。なお、保健師課程履修者には公衆衛生看護学実習がある。

2) リハビリテーション学科

①専門知識に基づいた高い実践能力の教育

変動するリハビリテーションの中核を担う理学療法士・作業療法士を養成するため、高齢者や障害（児）者の機能回復だけではなく、対象者の社会参加の支援や障害予防等、社会的ニーズに対応する授業を開設している。特に、病院の医師等を中心に最新の疾病医療を学ぶ「一般臨床医学」や「脳神経外科学」、今日の高齢社会において必須の「老年医学概論」等の専門基礎科目を配置し、疾病・障害の基礎から実際の臨床例を交えた講義を実践している。また、リハビリテーションを受ける対象者の心理的側面を理解するために「臨床心理学」、高齢やその他の疾患等を起因とする視点を学ぶために「終末期医療論」、対象となる人を法的に支持するために「医療制度と関連法規」を配置し、広く臨床的な医療、精神、社会的なリハビリテーションに必須な専門的基礎科目を設けている。

理学療法学専攻では、治療訓練の再現性の確保、十分な治療訓練量の確保、セラピストや介護者の身体的負担の軽減を目的として発展を続けている自立支援ロボット、介護支援ロボット等のロボティクスリハビリテーション技術を理解するために、「動作解析学」、「義肢装具学」、「リハビリテーション工学」を設け、人間工学の観点を用いた評価・治療・環境整備・生活支援について学ぶ。

作業療法学専攻では、実践における観察力と分析力を駆使して得られた結果を、論理的な思考により統合できるように、「作業療法理論」や「クリニカルリーズニング」を設けている。

②チーム力を発揮できる教育

チーム医療においては、各専門職が高い知識・技術を身につけるだけではなく、他職種との密接な連携のために、対人関係能力や意思疎通力、さらにメンバーのやる気を高める動機づけ能力等のコミュニケーション能力が求められる。そのために、リハビリテーション学科では、「理学療法概論演習」、「運動学演習」、「動作解析学」、「日常生活活動学演習」、「地域理学療法学演習」、「理学療法研究法演習」、「日常生活支援論」、「生活環境整備論」、「社会生活支援論」、「クリニカルリーディング」等において、課題解決型学習を通して臨床現場における臨機応変な課題解決能力を高められるように、専門科目の授業を設けている。

理学療法学専攻では、関連する職種と連携し、対象者に必要なアプローチを総合的

に実践できる理学療法士教育のために、看護師による吸引のデモンストレーション、助産師による「ウーマンズヘルスケア」の講義、作業療法士による「司法精神科作業療法」、「生活支援機器論」、「地域高齢者支援論」の講義等、他職種による講義を積極的に導入し、各々の立場と役割を学ぶことで、チーム力の素養を養う。

作業療法学専攻では、多職種で協業できる職業能力を養うことを目指し、学部間で共通した演習を通して学修する「チーム医療論」等を設置している。また、専門科目の「司法精神科作業療法」、「地域高齢者支援論」、「地域作業療法学」等において、事例を交えたチーム連携の実際を、学内外の多職種の協力・参画を得て学ぶ。

③地域に貢献できるリハビリテーション専門職の教育

近年のリハビリテーションが医療機関から保健・福祉・行政など地域分野へのニーズへと拡大していることを受け、関連する多職種と連携し、地域社会において対象者に必要なアプローチを総合的かつ卒業後すぐに実践できるように、「チーム医療論」、「国際保健医療論」、「社会福祉論」、「コミュニケーション論」、「医療制度と関連法規」、「老年医学概論」、「終末期医療論」、「保健行政論」「社会福祉論」等の科目を設置した。

理学療法学専攻では、「地域理学療法学」、「バリアフリー」、「リハビリテーション工学」、「医療制度と関連法規」、「終末期医療論」、「司法精神科作業療法」、「地域高齢者支援論」等の科目を設置することで、多角的な地域リハビリテーションのアプローチ方法の知識と技術を学修する。

作業療法学専攻では、地域包括ケアシステムの中で的確な実践ができるように、地域に貢献できる作業療法士育成のため、専門科目における認知症関連の科目を充実させる。医学的な基礎知識の修得だけではなく、「老年期作業療法学」、「作業療法特論IV（老年期障害）」、「地域高齢者支援論」等の科目により、地域における実際の生活に焦点を当てた評価と介入について学修する。

④リハビリテーション学科の先修科目

教育課程は、配当年次、必修・選択の区分等、学修の順序性等を考慮し、教育効果が得られるように定めている。専門科目中で一部の授業科目については、次のように履修要件として先修科目を示している。

(ア) 理学療法学専攻

「見学実習（理学療法）」を履修するためには、専門基礎科目と専門科目のうち、1年次前期に配置された科目を全て履修していなければならない。

「評価学実習」を履修するためには、3年次前期までに配置された専門基礎科目と専門科目を全て修得済みであり、「理学療法特論Ⅰ」を履修していなければならない。

「総合臨床実習Ⅰ（理学療法）」と「総合臨床実習Ⅱ（理学療法）」を履修するためには、3年次までの全ての専門基礎科目と専門科目を修得済みであることが必要である。

(イ) 作業療法学専攻

「見学実習（作業療法）」を履修するためには、専門基礎科目と専門科目のうち、

1年次前期に配置された科目を全て履修していなければならない。。

「検査・測定実習」を履修するためには、3年次前期までに配置された専門基礎科目と専門科目を全て履修していなければならない。。

「評価実習」を履修するためには、3年次前期までに配置された専門基礎科目と専門科目を全て修得済みであり、「作業療法評価学総合演習」を修得見込みであることが必要である。

「総合臨床実習Ⅰ（作業療法）」と「総合臨床実習Ⅱ（作業療法）」を履修するためには、3年次までの全ての専門基礎科目と専門科目を修得済みであることが必要である。

3-2-④ 教養教育の実施

本学では、看護学科のカリキュラム・ポリシー：『1. 教育理念の醸成と看護観や倫理的感性の涵養』を目的とした科目を基盤におく。』『2. 「豊かな人間性と人びとの健康課題を理解する」科目をおく。』『5. 「既習内容を統合・発展させ応用力を養う」科目をおく。』、及びリハビリテーション学科のカリキュラム・ポリシー：『1. 「教育理念の醸成と倫理的感性の涵養」を目的とした科目を基盤におく。』『2. 「ひとや社会を知り、学際的思考を身につける」科目をおく。』『5. 「実践力・応用力を養う」科目をおく。』に沿って、総合教育科目として、コミュニケーション論、文学、教育学、文化人類学、音楽論、国際関係論、情報リテラシー、哲学、倫理学、ボランティア学、生命倫理学を配置し、学生の主体的学習を支援している。また、日常的な挨拶の励行等を教育の一環として行っている。

学校法人湘南ふれあい学園としての6S活動として整理、整頓、清掃、清潔、しつけ、作法を年間通して実行、継続、習慣化しており、これも学生・教員共に身につける教養教育の実践である。

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

まず、本学では2か月に1回行われている教職員が全員参加する全体研修会において、年1回の割合で開催する授業研究の中で、学生の理解を促す授業の工夫や実例の発表を行っている。2-6-①にて述べた学生への3つのアンケート調査の集計・分析結果を踏まえた研究の発表も行われる。ここで各教員・学科での分析や取組みの事例を学科を超えて全学的に共有し、またこの研修会で共有した知見も参考にして各学科・教員がさらに教授方法の工夫や開発を行い、継続的な授業研究の努力をしている。

また、教員が相互に授業参観を実施しており、年に10科目前後、1科目につき数名の教員が授業を参観し、科目担当教員と参観した教員双方の授業改善につなげている。

次に、各学科において、以下のとおり教授方法の工夫・開発を行っている。

1) 看護学科

授業に対する評価に対し、以下のとおり取り組んでいる。

- ①授業ごとに学生の理解状況をリアクション・ペーパーや小テストなどで確認し、その都度教授方法の検討・修正を行っている。
- ②授業の最終日に実施している授業評価アンケート結果を基に、リフレクション・ペーパーに今後の授業の改善点、学生の理解度を高めるために意図・工夫した点について

記載し大学に提出している。このリフレクション・ペーパーに記述することで、次年度に向けた課題の明確化が図られている。

- ③教員相互の授業参観により、シラバスとの整合性、授業運営・構成、授業スキルについて他教員から評価を受け、授業計画を検討する機会を作っている。

また、開学4年目である平成30年度のFD委員会活動は、開学時より、以下の開催状況一覧にある内容(①～⑥)が定められており、それらを年間計画に組み入れて行なった。

平成30年度 FD研修会 開催状況

計画内容	実施日
①自己点検評価に関するFD研修 看護学科の自己点検評価に関するFD研修	7月14日
②学生による授業評価と結果の公表	各学期
③教員相互の授業参観と評価	通年
④臨床実習指導方法に関する講習会 実習指導における課題およびその対応と工夫	8月24日
⑤教育方法改善検討会 学生が学習習慣を身に着けるための取り組み ～学習低迷者への効果的な指導法～	7月14日
⑥他大学の教育方法の伝達 東京医科大学シミュレーションセンターの「シミュレーション教育」を受講して	3月23日

上記一覧の他に、看護学科独自の活動として、看護学教育研究共同利用拠点千葉大学大学院看護学研究科附属看護実践研究指導センターに個別FDコンサルテーションを受けながら、看護学科FD研修として、FDマザーマップを利用した研修を行った。

2) リハビリテーション学科

入学時に基礎的な国語力や理科系科目の学力が不十分な学生には、能力の向上を目指すため、国語の補習授業や基礎学力向上のための講義や小テストを行い、学生が一定水準の学力が得られるようにしている。専門科目においては、特に、解剖学、生理学等、理解と暗記が求められる科目については、早い時期から国家試験を見据えた補習や小テスト等を繰り返し、知識の定着を促している。これらの授業は単位に認定されないが、学生の学力向上に役立っている。

国家試験に対する対策として、1年次から、様々な授業で国家試験問題に触れ、具体的な問題に対する意識づけと共に、学修の指針が得られるようにしている。また、過去問やオリジナルの問題等の模擬試験を繰り返すと共に、習熟度別の国家試験ゼミを作り、教員のもと、学生が積極的に国家試験合格に向けて学ぶことができるようしている。

授業は内容によって、教員による一方向的な講義形式の教育だけではなく、学修者が能動的に学修することによって、認知的、倫理的、社会的能力、教養、知識、経験を含めた

汎用的能力の育成を図る発見学習、問題解決学習、体験学習等のアクティブ・ラーニングを実施することにより、リハビリテーションの技術修得を促進している。

(3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

医療の現場で求められる人材の把握に努め、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを適宜見直していく。例えば、文部科学省が今年度10月に看護学教育モデル・コア・カリキュラムの改訂を行ったことを受け、看護学科においては、この改訂の内容を踏まえて、カリキュラム改訂を予定している。

リハビリテーション学科では、前述の厚生労働省の指定規則改正を受けて、理学療法学専攻・作業療法学専攻ともにカリキュラム改訂の検討を開始している。

教授方法の工夫・開発については、全教職員が参加する全体研修会とF D委員会を中心に、今後も継続していく。

3-3 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1) 3-3 の自己判定

基準項目3-3を満たしている。

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

本学では、学修成果の点検・評価方法として「授業評価アンケート」、「学修成果等アンケート」、本学独自の「学修等に関する調査」を毎学期ごとに実施している。

教員に対する「授業評価アンケート」は、結果をレーダーチャートにより分かりやすく図解で示し、学科・専攻ごとにまとめ、学生掲示板で公開している。また、過去の資料は図書館に保管しており、開示請求があればいつでも閲覧できるようにしている。

成績の評価方法は、世界的に汎用されているG P A (Grade Point Average) 制度を導入・運用している。成績評価は、5段階 (S、A、B、C、D) で示し、秀 (S) ~可 (C) は合格としてグレードポイント (4、3、2、1) を付与、単位を授与し、不可 (D) を不合格としてポイントは付与しない。その他、「受験資格の喪失」や「試験の放棄」は評価対象外とするような現実的な対応を確立している。

教務事務との連携における取り組みとしては、定期的なモニタリングにより、学生の授業の出欠状況を把握している。定期試験の受験資格を授業科目では「授業時間数の3分の2以上の者」、実習科目では「全日程の5分の4以上の者」と規定している。これにより授業の参加状況によっては、担任が学生の個人面談を実施して、学習意欲や習熟度等を確認

して、学修到達度に遅れが生じないよう科目担当者との早期介入を心がけている。

以上、学修成果の点検や評価方法については、ホームルームでの説明、学生便覧にも記載して学生に周知徹底している。

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

本学では、教務委員会において教育課程の制度的な改善、FD委員会において効果的な教育方法の工夫・開発を行う体制を確立している。

学修成果の点検・評価、並びに教育内容・方法及び学修指導等の改善のために必要不可欠な情報収集の手段として、2-6-①に述べた「FDネットワークつばさ」の「授業評価アンケート」、「学修成果等アンケート」、本学独自の「学修等に関する調査」を毎学期ごとに実施している。授業評価アンケートの質問項目は約20項目あり、具体的には授業は一方的ではなくコミュニケーションはとれているか、授業は良く準備されていたか、教員の話し方は聴き取りやすかったか、板書や配布物、掲示資料は読みやすかったか、等の設問を設けている。授業評価アンケート及び学修成果等アンケートの集計結果は、各担当教員にフィードバックし、リフレクション・ペーパーを作成、提出させると共に、評価結果は学内に掲示し、学生に対しても公表している。さらに、これらと学生個々人の成績との対比や、統計的データの推移等を教務委員会やFD委員会にて共有するに留まらず、各教員や学科でそれらに影響を与える因子を分析し、全体研修会において継続的な分析検討結果を報告し全教職員で共有して、各教員の教育内容・方法及び学修指導等の改善に繋げている。

また、教員が学会や研究会等で最新の教授法の知見を得て、これを採り入れて自らの授業で実践し、全体研修会にて事例報告を行い、同様に全教職員で共有し、教育内容・方法及び学修指導等の改善に繋げている。

なお、本学は開学して4年が経ち、最初の卒業生を送り出したことから、4年間の教育を経て学生達が三つのポリシーに謳った学修成果を得られたかどうかを点検・評価するための入試データ、入学後の履修状況・成績、アンケート調査結果、個人面談記録等を継続的に蓄積し、今後検討を行うこととしている。

(3) 3-3 の改善向上方策（将来計画）

平成30年度は第1期生が卒業した。今後は、さらに入試データ、入学後の履修状況・成績、アンケート調査結果、個人面談記録等を継続的に蓄積して、学修成果が国家試験の結果にもつながるように教育内容・方法及び学修指導等の点検・評価結果のフィードバック体制の運用を維持するとともに、三つのポリシーの観点からの学修成果の点検・評価について実施していく。

[基準3の自己評価]

平成30年度は第1期生が卒業した。今後は、さらに入試データ、入学後の履修状況・成績、アンケート調査結果、個人面談記録等を継続的に蓄積して、学修成果が国家試験の結果にもつながるように教育内容・方法及び学修指導等の点検・評価結果のフィードバック体制の運用を維持していきたい。

基準 4 教員・職員

4-1 教学マネジメントの機能性

- 4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮**
- 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築**
- 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性**

(1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

- 4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮**

学長は、学校教育法第 92 条第 3 項において「学長は、教務をつかさどり、所属職員を統督する。」と規定され、また、本学の学長任用規程において「本学の教育研究方針を実現する教学面での責任者である」と定めている。つまり、大学に関する意思決定及び業務執行の最高責任者としての職責を有している。学長は、教授会の議長、各種委員会の委員長を務めている。このことは、大学開学 4 年間は設立黎明期にある本学の運営状況の把握、管理に責任を持つものであり、建学の理念に基づく運営方針による意思決定の礎となっている。

また、本学では、学長補佐体制強化策の 1 つとして、副学長を 2 名配置し、学長の委任する業務を分担し担当することで、学長のビジョンや運営方針の策定に傾注できるようにしている。

副学長（学部長・学部教育担当）1 名は、月 2 回開催される大学運営管理会議に参加し、学長がよりリーダーシップを発揮しながら運営するための連携・支援を行えるような体制を構築している。

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

学校法人の業務執行体制及び大学の教育研究事務業務執行体制については、事務組織及び事務分掌に関する規程に規定され、部署の所管業務及び事務分掌を明確にし、学校法人業務と大学業務を区分しつつ、小規模大学の特性を生かした体制を整えている。本学の教育研究支援体制は、大学事務組織全体で支援しており、このうち教育については、教務委員会、学生支援委員会等が中心となって、教務、カリキュラム、学外臨床・臨地実習、学生厚生指導を担当し、適切に審議事項を処理し、大学運営管理会議と連携して運営する体制としている。また、研究についても、研究推進室会議と大学運営管理会議が連動し、研究支援に係る運営を担当している。このように、本学は、実業務を委員会毎に分散し、大学運営管理会議と連携して問題並びに課題を迅速に解決できる執行体制を確保し、運営効率を高めている。

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

本学では、教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、教員と事務職員との適切な役割分担の下で、連携体制を確保し、協働によりその職務が行われるように留意している。大学では、総務担当、教務・学生支援担当、入試・広報担当を置き、各職員における業務、役割の明確化を行っている。そのため、学生の学修、生活環境の充実に向けた支援について各職員が専門性を發揮して行うことができる配置となっている一方で、事務組織は、学校法人湘南ふれあい学園の「事務組織及び事務分掌に関する規程」において「相互の連絡を図り全て一体として事務機能を発揮し、建学の理念に基づく教育・研究の資質向上並びに学園の円滑な運営に寄与するために機能することを目的にする。」と定めており、情報共有についても、教学マネジメントを十分に機能させることができる体制となっている。また、各委員会においては、教員に加えて大学事務部長を委員として配置し、同じ委員という意識から十分に協働を行い、大学内の問題点等について審議、検討を行うことができる。現在、自己点検・評価委員会が自己点検・評価を担当し、本学における内部組織の整備や教育の実践等、教学マネジメントに係る点についても評価・改善に努めることができる体制となっている。

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

大学の意思決定の際に学長のリーダーシップが発揮されるように、大学に設置した運営管理会議、教授会、各委員会、事務部等の組織は、機能的かつ適切な業務執行に努め、学長を補佐している。今後も組織体制及び運営のプラッシュアップを図り、迅速・円滑な意思決定に資する整備を行っていく。

4-2 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

大学における専任教員の数については、大学設置基準（昭和 31 年文部省令第 28 号）第 13 条によれば、「大学における専任教員の数は、別表第一により当該大学に置く学部の種類及び規模に応じ定める教授等の数(中略)と別表第二により大学全体の収容定員に応じ定める教授等の数を合計した数以上とする。」とされている。これを踏まえつつ、本学では、カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程を実施し本学の目的を達成できるように、教員の確保と配置を行っている。教員組織の編成に当たっては、特に専門科目については、両

学科共に、十分な教育または研究業績を有する専任教員を配置している。

・教員数 平成 30 年 5 月 1 日現在 (単位 : 人)

学科	専任教員数						非常勤 講師
	教授	准教授	講師	助教	助手	合計	
看護学科	10	7	5	10	3	29	
リハビリテーション学科	9	6	6	3		23	
(内訳) 理学療法学専攻	6	4	2	2		12	
(内訳) 作業療法学専攻	3	2	4	1		11	
合 計	19	13	11	13	3	52	98

助教以上の教員採用については「湘南医療大学教員採用基準に関する規程」に基づき、学術論文、業績内容、学会発表、さらに教育業績について大学運営管理会議にて審査、選考し、採用候補者を決定する。その後、候補者を理事会に推薦し、理事会にて審議し、理事長が任命している。

また、教員の昇任については、「湘南医療大学教員昇任基準に関する規程」に基づき、研究能力及び業績、教育能力及び業績、学内業績への貢献、社会貢献の評価により大学運営管理会議にて審査、選考し、昇任候補者を決定する。その後、候補者を理事会に推薦し、理事会にて審議し、理事長が決定している。

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

3-2-⑤及び3-3-②において詳述したとおり、本学ではFD委員会による諸活動により、教育内容・方法の改善の工夫・開発に継続的に取り組んでおり、平成30年度は、以下について実施した。

1. 学生による授業評価アンケート

「FDネットワークつばさ」の共通フォーマットによる授業評価アンケートを前後期に実施した。

アンケート結果は、授業科目ごとにデータ化するとともに授業科目群別のレーダーチャートを作成、科目担当教員に渡すと同時に、今後の授業改善内容を記す「リフレクション・ペーパー」の作成と提出を依頼した。

2. 教員相互授業参観と自己評価

効果的な授業の進め方、目的に沿った授業運営方法等について、各学科前後期に分かれ各2科目を対象として授業参観を実施した。実施後、参観した教員にはワークシートを提出してもらい、教員個々の授業運営への活用や、今後の授業参観の運営方法に関する改善点等について意見交換と情報収集を行った。

3. 他大学の教育方法の伝達研修

両学科のFD委員から他大学で展開している研修に参加し、発表形式の研修を実施した。更に、研修会において、他大学から赴任してきた教員には、前任校における教育手法の紹

介をしてもらうことにしている。

4. 教育方法改善検討会

他大学の教育方法の伝達研修にあわせて、本学の両学科専攻へ導入できなか
ループワークを行い、検討した。

5. 臨床実習指導方法に関する講習会

両学科ともに実習指導者及び学内教員に対して臨床実習指導法について研修を実施した。

6. 自己点検評価に関するFD研修

自己点検評価を元にグループワークを行い、内容や課題について理解を深めた。

7. 実習評価に関する研修

両学科ともに学内教員に対して実習評価について研修を実施した。

8. 教育方法改善検討会

学生のモチベーション向上について、1学科2専攻ごとに事例発表を行い両学科混成で
グループワークを行った。

主な取組みとしては、以下のとおりである。

【教員相互の授業参観と評価】

教員相互の授業参観については、看護学科は前期7名、後期7名の計14名、リハビリテーション学科は前期2名、後期1名の計3名の教員が講義を行い、両学科の教員による参観が実施された。参観者は、一定の評価項目と自由記載からなる参観シート（無記名）を提出し、授業担当者に今後の授業改善に活用してもらうためにそれをフィードバックしている。

授業参観実施一覧

学科	科目名 [担当教員]	授業参観日	参加者 数
看 護	小児看護方法論 I [長田 泉]	4月9日（月）2限	5人
	看護学概論 [相馬朝江]	4月13日（金）4限	4人
	健康危機管理 [澤井美奈子]	4月16日（月）4限	7人
	国際医療と看護 [笠原順子]	4月23日（月）5限	8人
	看護援助論IV [高畠有理子]	4月27日（金）2限	7人
	在宅看護方法論III [笠原ゆかり]	5月1日（火）4限	4人
	精神看護方法論 I [寺戸聰子]	5月7日（月）3限	8人
リハビリテー ション	義肢装具学 II [長澤 弘]	6月12日（木）1限	5人

	生活環境整備論 [久保田清子]	6月12日（木）1限	0人
看護	成人看護方法論Ⅱ [櫻井友子]	10月1日（月）3限	3人
	成人看護方法論Ⅱ [金嶋裕加]	10月5日（金）3限	6人
	看護援助論Ⅲ [稻垣尚美]	10月29日（月）2限	7人
	看護援助論Ⅲ [吉見早紀子]	11月12日（月）2限	6人
	成人看護方法論Ⅱ [岡多恵]	11月14日（水）4限	5人
	老年看護方法論Ⅰ [荒木美千子]	11月20日（水）1限	5人
	看護援助論Ⅲ [遠藤順子]	1月8日（火）2限	6人
リハビリテーション	基礎運動学 [櫻井好美]	12月7日（金）4限	4人

【臨床実習指導方法】

湘南医療大学保健医療学部看護学科主催にて「臨床実習指導者講習会」を開催した。また、湘南医療大学保健医療学部リハビリテーション学科主催にて「平成30年度 臨床実習指導法に関する講習会」を開催した。

例として、リハビリテーション学科における同講習会は以下のとおり。

日時：平成30年11月28日（水）15:00～17:00 場所：湘南医療大学3階義肢装具室

講師：下田栄次（本学理学療法学専攻教員）

参加者：臨床実習指導者20名（PT10名/OT10名）、本学教員25名（PT13名/OT12名）

テーマ：理学療法士作業療法士臨床実習指導者の要件および臨床実習指導者講習会の概要について

1. 講義の概要

背景として「理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則改正通知および関連通知（2018年10月5日発出）」をもとに、厚生労働省が定める講習会の受講が義務化、新指定規則等は2020年度入学生から適用される（見学実習は必須ではない）。臨床実習指導者の確保は養成校の責務だが、質の維持・均質化の観点から、当面、日本理学療法士協会、日本作業療法士協会、全国リハビリテーション学校協会が共同して講習会を開催する。

2. 実習指導者の要件

理学療法士養成施設においては理学療法に関して相当の経験を有する理学療法士、作業療法士養成施設においては作業療法に関して相当の経験を有する作業療法士とし、免許を受けた後、5年以上業務に従事した者、かつ次のいずれかの講習会を修了した者とする。

- ・厚生労働省が指定した臨床実習指導者講習会

- ・厚生労働省および公益財団法人医療研修推進財団が実施する理学療法士・作業療法士・言語聴覚士養成施設教員等講習会
 - ・一般社団法人日本作業療法士協会が実施する臨床実習指導者中級・上級研修
3. 理学療法士・作業療法士臨床実習指導者講習会の開催指針
- ・実質的な講習時間の合計は 16 時間以上であること（例：8 時間×2 日）
 - ・受講対象者は、実務経験 4 年以上の理学療法士・作業療法士（実務経験 5 年以上）
4. 講習会の形式
- ワークショップ（体験型研修）形式で開催され、次に掲げる要件を満たすこと
- ①講習会の目標があらかじめ明示されていること
 - ②参加者 6～10 名のグループで行う討議および発表を重視した内容であること
 - ③グループ討議の成果・発表が記録され、講習会報告書が作成されること
 - ④参加者間のコミュニケーションについて配慮されていること
 - ⑤参加者が能動的・主体的に参加する（できる）プログラムであること
5. 質疑応答
- 講義終了後、実習指導者と教員との間で、活発な意見交換がなされた。

(3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

引き続き教育目的を達成するために適切に教員を配置していくと共に、定期的に行っていいる学内の研修会及び学外の研修会、学会等を通じて、教員の教育研究力の向上を継続していく。

4-3 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 4-3 の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

4-3-① SD(Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

本学では、2ヶ月毎に全体研修会を行っており、その中で SD (Staff Development) を実施し、教職員の資質向上を図っている。また、年2回、学園の設立母体である医療法人グループと合同で、医療・教育研究会を開催しており、教職員以外の医療関係者やグループ内の専門学校職員も参加し、臨床現場の意見や他の教育機関の手法も大学運営に反映できるように取り組んでいる。

これらの研修会には、毎回全事務職員が参加し、持ち回りで事例研究等の発表を行ったり、グループワークを行っている。研修会後には報告書を作成・提出している。

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

SD の研修会を全員参加で年に 6 回実施という充実した体制を継続し、引き続き職員の資質・能力向上に努めていく。

4-4 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4 の自己判定

基準項目 4-4 を満たしている。

(2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

本学は講座制を採っておらず、上席の教員にやりたい研究や研究メンバーを制限されることではなく、教員個人のニーズで研究テーマを設定し易い一方で、十分な研究業績を有する教員が若手の実務家教員への助言を研究領域を超えて行い易い環境にある。

また、本学の設置母体である医療法人グループ、ふれあいグループの病院や介護老人保健施設等の現場の医療人と講義や臨地・臨床実習だけでなく研究での連携も行える、恵まれた環境下にある。加えて、毎年 2 回行っているふれあいグループ全体の研修会では、大学の研究の成果を発信すると共に、社会的に広く求められる保健・医療・福祉・教育の現場の課題を知ることができる。

文献に関しては、保健医療分野を中心に計画を上回るスピードで図書館の蔵書を充実させており、購読雑誌や電子ジャーナルも増やしており、教員は隨時これらを利用できる。

実験設備に関しては、分野によってはまだ十分といえないところもあるが、大学から毎年配分する個人研究費や教員が獲得する競争的資金により SPSS 等の解析ソフトや PC、書籍、各種消耗品類は十分に揃っている。

平成 30 年 4 月、上記グループの本部である湘南東部総合病院内に湘南医療大学臨床医学研究所を設置した。ここでは、臨床医学と基礎医学の橋渡し的研究を行うべく様々な研究機器を整備しており、既に一部の研究活動は開始されている。

なお、本学は研究推進室を設けており、これら研究環境の整備による研究活動支援を組織的に推進できる体制になっている。

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

本学は研究倫理規程及び研究倫理委員会規程、人を対象とする研究倫理審査要項を定め、これらに基づき年に数回研究倫理委員会を開催すると共に侵襲性や介入性のない研究計画の審査申請については迅速審査という形式で隨時審査を行い、組織的に常に倫理的に問題の生じない体制を確立している。

研究倫理委員会の委員は、副学長兼学部長、各学科教員、医系教員（副学長）、事務職員、学外有識者 2 名で、両性を含む構成にしており、侵襲性や介入性を伴う研究計画に対し多様な視点から倫理審査を実施している。

平成 30 年度は研究倫理審査委員会を 4 回開催し、委員会にて 4 件の一般審査を承認、迅速審査で 14 件承認した。

また、本学では研究倫理教育を毎年全教員と研究支援に係る全職員に義務づけており、

前年度までは CITI JAPAN の E ラーニングコースを用いて実施していたが、今年度は日本学術振興会が提供する E ラーニングコース : eLCore を利用して実施した。

以上に加えて、公的研究費の不正使用及び研究活動における不正行為に関しては、本学において不正が発生することのないように、以下の指針や規程を定め、不正の未然防止の体制を作り、運用している。

- ・湘南医療大学研究活動の不正行為に関する取扱指針
- ・湘南医療大学における研究不正防止計画
- ・公的研究費等に係る適切な運営管理について
- ・湘南医療大学における公的研究費の適正な取扱い等に関する規則
- ・湘南医療大学における公的研究費の不正使用及び研究活動における不正行為の防止等に関する規則
- ・湘南医療大学における公的研究費の不正使用及び研究活動における不正行為の調査等に関する規則

4-4-③ 研究活動への資源の配分

教員の研究費は、研究助成を目的として規程で定められている。職位により教授 40 万円、准教授・講師各 30 万円、助教 20 万円となっている。

科学研究費をはじめとした外部資金の獲得を推奨しており、研究費の確保に繋がる学内外における説明会などには積極的に参加できる機会が設けられている。身近な体験者からのアドバイスも受けやすい環境が整っている。なお、外部資金の運用に関しては、不正使用を行わないよう 4-4-②に前述した規則に則り適正に管理されている。

研究能力の育成上、国内外の学会に参加し、研究成果を発信することや、他人の研究から学ぶことも重要であり、学会参加については、本人の申請によりその機会が与えられている。学会参加費用に関しては、国内外を問わず大学が配分した教員の個人研究費から拠出されている。

(3) 4-4 の改善・向上方策（将来計画）

研究を行う教員の意見を聴取しながら研究環境の改善に努めていくと共に、研究倫理や研究不正防止に関する国の法令の動向に応じて、本学の規程整備も引き続きしていく。

[基準 4 の自己評価]

教学マネジメントについては、学長がリーダーシップを執れる体制を確立しており、副学長と各委員会、事務職員がこれを支援する体制もできている。

また、教育目的を達成するために教育課程に即した教員の配置、並びに FD 等による教員の教育内容・方法等の改善の工夫・開発を効果的に実施できている。

職員については、年に 6 回の全員参加の SD 研修会により、資質・能力向上を継続的に実施できている。

研究支援については、研究環境の制度的・物的整備、研究倫理・不正防止体制の確立・運用、研究費の配分ができている。

基準 5 経営・管理と財務

5-1 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1 の自己判定

「基準項目 5-1 を満たしている。」「基準項目 5-1 を満たしていない。」

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

「学校法人湘南ふれあい学園寄附行為」第3条において「この法人は、教育基本法及び学校教育法並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律と建学の精神「人を尊び、命を尊び、個を敬愛す」に基づき、学校教育及び保育を行い、社会に奉仕する人材を育成することを目的とする。」と定めており、開学以来、建学の精神の理解と周知を進めてきた。

また、「学校法人湘南ふれあい学園教職員の倫理に係わる行動規範」において「建学の精神のもとに、人間を大切にするふれあいの心、思いやりの心を育み、高度な知識、技術の修得や研究、教育の質の向上のための行動に努め、その人らしさと個別性を尊重する教育をおこない、社会に役立つ人を育てることを目指している」と定め、さらに服務規程として「就業規則」、「常勤教育職員勤務規程」、「個人情報管理規程」、「セクシャルハラスメントに関する規程」、「ハラスメント防止規程」、「公益通報に関する規程」を整備し、社会的機関としての組織倫理を規定している。

研究活動については、「研究活動の不正行為に関する取扱指針」を定め研究活動の不正を防止しており、公的研究費を適正に管理するため「公的研究費の適正な取り扱い等に関する規程」を定めている。また、本学の教員が行う研究のうち倫理上の問題が生じる恐れのある研究について「研究倫理規程」を定め、「研究倫理委員会」を設置し、社会的な倫理性を保持しているか審議している。

規程・規則の新設・改訂については、法令の制定・改正に基づき検討を行い、適切に対応している。

以上のように、諸規程に基づき組織の運営を行い、規律と説実性の維持に努めている。

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

学園では、建学の理念に基づいた教育を実施し使命を達成するために、継続性を保持した事業計画を策定し、それに基づいた運営を行っている。事業計画の決定は、予算の決定と合わせ、あらかじめ評議員会の意見を求めた上で、理事会において行っている。会計年度終了後、法令に定められた期間までに、事業報告及び決算について、理事会で承認・決定し、評議員会に報告している。また、法人では理事会・評議員会を定期的に開催し、法人及び大学を含む設置校の課題に速やかに対応すると共に、大学の使命・目的実現のため

の意思決定を行っている。

大学の運営及び教学に関する重要事項については、「大学運営管理会議」において、審議決定している。当該会議は、本学学長、学部長、学科長、事務部長、並びに法人の常任理事・評議員により構成される。これにより、大学・法人間での意思の共有が図られている。

本学は、開学4年が経ち、設置完成年度を迎える、大学設置認可申請にある設置計画を着実に履行してきた結果が求められることとなる。

教授会、並びに教務委員会、学生支援委員会、FD委員会等の委員会において、実態の分析や課題の発掘と対応策の立案を継続的に行い、設置計画の履行上に発生した変更点については、適切に対応し、所轄庁への報告を行っており、今後も遵守していく。

また、高等教育機関としての使命・目的の達成のため、教育の質の向上と医療人材養成の推進に向け組織的・継続的な努力を行っている。

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

本学の建物は環境保全のため、全館にLED照明を導入し、電力使用の省力化を図っている。それに加え、冷房・暖房効率を上げるため、エアコン設定を変更し、省エネルギー対策を行うとともに、深夜から早朝にかけては、閉館体制をとり環境にも配慮している。

また学生や教職員に対し、ポスターやチラシなどで、こまめに電気やエアコンを切るように節電を啓発している。

夏季においては、猛暑における熱中症対策・節電のため、毎年クールビズ活動を実施している。

人権については、法人及び大学において、「セクシャルハラスメントに関する規程」、「ハラスメント防止規程」、「ハラスメント防止の指針」を定めており、学内のハラスメント防止に努めている。また本学の教育課程において実習が多いこともあり、学外でのハラスメントに対応するため、「学生便覧」及び「実習要項」にハラスメント防止についての内容を記載すると共に、相談の問合せ窓口についても連絡先を記載し、気軽に相談できる環境を整えている。また、「学校法人湘南ふれあい学園個人情報管理規程」に基づき、学生の個人情報の適正な取り扱い及び管理を行っている。

安全への配慮では、災害時の備えとして「防災規程」を整備し、本学での災害防止及び災害時の措置を定めている。日常の不審者等の対策として、有人・無人での警備体制を整え、学生・教職員の安全に努めている。健康・衛生面においては、学生の感染症予防対策として予防接種を促している。万が一、感染症に罹患した学生が発生した場合の対応方法を「学生便覧」に明記することで、感染拡大防止に備えている。教職員の安全衛生管理では、平成29年度から発足した衛生委員会を2ヶ月に1回開催しており、定期的に衛生管理者が施設巡回をすることで就労環境の改善を図っている。

(3) 5-1の改善・向上方策（将来計画）

本学は整備した各種規程に基づいて管理運営体制、教学運営体制を確立し、会議、委員会を適切に運営し、経営の規律と誠実性の維持に努めている。また、社会的規範となる各種法令の遵守や環境保全、防災についても指針や規程を整備し、組織的に推進している。

今後も、法令の改正や社会情勢の変化に対応した規程の整備・改正を行っていくと共に、学生をはじめとする本学構成員の人権、安全への配慮に努め、学園及び本学ウェブサイト等を通じた情報発信を積極的に行っていく。

5-2 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2 の自己判定

基準項目 5-2 を満たしている。

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

学校法人湘南ふれあい学園寄附行為第 17 条第 2 項において「理事会は学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する」ことを規定しており、本法人の意思決定機関として位置づけられている。

理事会は、原則月 1 回開催され、法人並びに本学を含む各校・園の運営に関する重要事項について審議をしている。

理事会での審議内容は、「学園運営会議」（構成：理事長、法人本部事務局長、法人本部責任者）及び「大学運営管理会議」（構成：理事長、法人本部事務局長、学長、副学長、学部長、学科長、事務部長、理事長が必要と認めた者）、「各校・園運営会議」（構成：理事長、法人本部事務局長、法人本部責任者、各校・園担当者）にて事前に協議され、理事会での審議をスムーズにしている。

また、外部理事、監事には重要事項の資料を事前に送付している。理事会開催時は、議長または委任された職員から資料に基づき説明を行い、理事から質疑等を受けた後に審議を経て採決している。理事会において十分な協議を行い、使命・目的達成に向け、意思決定ができる体制ができている。

なお、学校法人運営の機能性については、本法人寄附行為第 15 条において、代表権は理事長のみとし、権限の一元化を明確にしている。

理事の選任においては、寄附行為第 6 条にて理事は 6 人以上 8 人以内を置くこととしている。平成 30 年度の理事数は 6 名であり、欠員は無かった。理事の構成は寄附行為第 7 条において定めており、6 名の理事はそれぞれ①寄附行為第 4 条に掲げる学校の学長又は校長のうち理事会で選任された者 1 名、②評議員のうちから評議員会において選任された者 3 名、③学識経験者のうちから理事会において選任された者 2 名で構成するものとしている。①及び②に規定する理事は学長、校長又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。また寄附行為第 10 条では、役員の任期は 4 年と定め、補欠の役員の任期は前任者の残任期間とするなど、適切に理事の選任を行っている。

平成 30 年度の理事会は、4 月（2 回開催）、5 月、7 月、9 月、10 月、11 月、1 月、2 月、3 月の計 10 回開催された。理事会での承認が必要な事業計画や事業報告等の審議案件の他、

湘南ふれあい学園寄附行為変更、中長期計画等に関する事項についても審議され、学校法人の重要な審議案件は理事会に諮り、適切に運営されている。

平成 30 年度の理事会における理事の出席状況（委任状での出席は除く）は平均 84.85% であり、各回とも会議成立の定足数を満たしている。

(3) 5-2 の改善・向上方策（将来計画）

経営面の担当である理事会と教学面を担当する教授会とを有機的に統合することを目的として大学運営管理会議が設置されており、教育研究を推進するにあたり財政的な裏付け、また学則や関係規程に基づいたものであるかの審議ができるような体制を整備している。

今後も、急激に変化する社会情勢に見合った経営戦略、大学運営について、監事・評議員会とも意見交換をしながら理事会にて検討していきたい。

5-3 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5-3 の自己判定

基準項目 5-3 を満たしている。

(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

本法人の理事会（年 2 回の定例開催に加え、原則月 1 回の開催）を構成する役員及び大学運営管理会議（月 2 回開催）の出席者として、学長及び法人事務局長が含まれている。

この両者が、まず大学運営管理会議における審議において、教学側の意向等が分析整理された過程を経た審議状況を理解したうえで、その後開催される学校法人の業務を決する理事会において、理事として理事会に出席し審議をすることから、円滑な意思決定が可能な体制がとられている。

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

寄附行為第 22 条において、「予算、借入金、基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分、事業計画、予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄、寄附行為の変更、合併、目的たる事業の成功の不能による解散、収益事業に関する重要事項、寄附金品の募集に関する事項、その他この法人の業務に関する重要事項（理事会において必要と認めるもの）」については、理事会が予め評議員の意見を聴取しなければならないことを定めている。なお、理事会には、大学運営管理会議の議長である学長と法人事務局長を含んでおり、理事会と大学運営管理会議間の相互チェックがはたらく構成になっている。

平成 30 年度において、理事及び評議員に欠員はなく、さらに理事会及び評議員会のそれ

ぞれの出席率は、84.85%、79.23%であった。なお、開催されたすべての理事会及び評議員会には、必ず監事が出席しており、適正に運営がなされているかを確認している。平成30年度に開催された理事会、評議員会には、少なくとも監事のいずれかが出席しており、監事としての出席率は100%であった。

なお、監事は、監事監査にて内部監査班からの報告により業務監査さらに学長ヒアリングも行い、教学面についても監査を行っている。

(3) 5-3 の改善・向上方策（将来計画）

本学は、教学部門と管理部門とが有機的に機能することを目的に「大学運営管理会議」を設置し、規程に基づき月2回開催し、学校法人と大学との間の調整を行いながら、内部統制を行っている。今後も引き続きこの体制を維持する。

また、監事2名による学長ヒアリングが毎年行われており、大学運営について詳細に報告がなされており、さらに監事監査も実施されていることから、監事との連携をさらに進め、適切な運営が継続され、大学が社会的役割を果たせるよう、法人と大学の円滑で適切な意思決定と相互チェックを行っていく。

5-4 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5-4 の自己判定

基準項目5-4を満たしている。

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

平成30年度は、大学完成年度を迎えるAC期間の最終年度となった。本学園では、平成27年の保健医療学部認可申請後、原則として自己財源により施設整備の拡充に努めてきた。大学設置開設準備期間3年と開学後の4年間、計7年間を最初の中長期計画と位置づけ、文部科学省に提出した設置計画に基づいて履行することを念頭に、財務運営の基盤形成を第一に、必要に応じて理事会・評議員会に議案を諮り、毎年度計画を見直し、実施してきた。

事業計画と収支予算は、予算編成方針に基づき、大学を含む各学校部門からの予算要求（施設設備にかかる経費）を踏まえて策定しており、評議員会に諮った後、理事会において次年度予算案の承認を得ている。また、予算額に変更を生じた際は、補正予算案を作成し、同様の手続きを経て承認を受けることとなっている。

平成30年度は、平成31年度に開設予定の大学院保健医療学研究科に必要な図書、備品、賃借する院生研究室などの予算策定の準備を行った。なお、湘南医療大学大学院の設置財

源は、46,474千円（自己資金）であり、平成30年度末までに教育用備品、図書、施設設備を行った。

平成30年度法人全体における「教育研究経費比率」（経常収入における教育研究経費の比率）は、27.59%になっており、同規模大学の概ね全国平均であった。また、平成27年度から平成30年度に至るまで、基本金組入前当該年度収支差額は黒字の状態を維持継続しており、中長期的にも収支均衡が見通せる状況にある。

なお、2019年度から2027年度の中長期事業方針を策定し、平成30年度中の理事会、評議員会で下記の通り承認を得た。（大学事業を抜粋）

第1期事業計画期間：

2019年度～2022年度学園中期事業方針：各学校は、地域社会に対して主体性、多様性及び協働性を有する「学修者」を育成する。

<重点事業>

2019年度

ア 湘南医療大学看護実践教育センター認定看護管理者教育課程（セカンドレベル）開講予定。

イ 2021年4月湘南医療大学薬学部設置に向けて教員確保、教育用備品の準備等、申請準備を計画的に進める。

ウ 2021年4月湘南医療大学の第3の学部として、茅ヶ崎保健医療学部（仮称）の設置計画準備を開始する。

第2期事業計画期間：

2023年度～2027年度学園中期事業方針：主体性、多様性及び協働性の強化により、各学校の「学修者本位の教育力」を結集し、湘南ふれあい学園としての「総合力」を育む。

第3期事業計画期間：

2028年度～2032年度学園中期事業方針：湘南ふれあい学園として地域社会に対して主体性、多様性及び協働性を示すことができる保健、医療、福祉、教育が連携する「湘南ふれあいブランド」を構築する。

[学校法人湘南ふれあい学園 平成30年度予算編成方針]

大学は、開学4年目の学年進行最終学年となり、文科省に提出している設置計画の確実な整備計画の履行及び中長期計画に沿って、学生確保、教育の質の強化、及びふれあいグループへの人材支援にかかる教育事業の運営を基本として、更なる教育研究事業の進歩・発展に取り組む事業運営を実施するための予算編成を行った。

平成30年度の主な大学の予算計上

ア 湘南医療大学4年次経常経費

イ 大学院設置経費（長期借用費用、改築工事費用、助産師養成教育用備品及び図書費）

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

平成 30 年度は、湘南医療大学の完成年次となったため、学生数が収容定員（660 名）を満たし、学生生徒納付金比率（法人全体で 84.59%）は高い状況となった。また、私立大学等経常費補助金をはじめとする各種公的補助金の交付対象外ではあるが、人件費（46.89%）及び教育研究経費（27.59%）を前年度と比較してもほぼ同様である。

開学 4 年目の今年度における大学単体での教育活動収支差額は 108,085 千円の収入超過となっており、安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保ができているといえる。次年度以降も、経営基盤の安定を意識した経費節減を全学で共有し、教育研究を発展させることができる予算編成に反映させる方針である。

なお、平成 30 年度は、平成 31 年度に開設を計画する湘南医療大学大学院保健医療学研究科の設置に向けて、寄附行為変更申請を行い、完成年度（平成 32 年度）までの収支予算を文部科学省に提出し、認可を受けた。

今後も、超少子高齢社会における 18 歳人口の減少にかかわらず、本学の強みを活かした、入学定員の確保、受験者数の増加、寄付金の確保、さらには、科学研究費補助金等の競争的研究資金獲得の取り組み、完成年度以降に私立大学等改革総合支援事業等の競争的資金を獲得するための教育の質的向上、経常経費の節減、就職支援対策、国家試験受験対策、理念を追求する大学経営、地域医療発展に寄与する学部学科増設、ふれあいグループ病院施設との連携等々、これらの学園業務運営を平行して具現化できる体制を整備し、法人及び大学の財務基盤をさらに強固なものにしていきたい。

(3) 5-4 の改善・向上方策（将来計画）

本学が完成年度を迎える、私立大学等経常費補助金の対象となる平成 31 年度に向けて、中・長期計画により具体的な財政計画を策定する必要がある。個人研究費の抜本的な見直し及び管理経費支出のムダ削減を実行し、教育効果を向上できるメリハリのある予算計画を進め、より筋肉質な経営基盤を確立したい。経常費補助金のみならず、併せて、競争的補助金として、私立大学等改革総合支援事業補助金等の採択に向けて積極的に申請し、教育環境の整備を充実していきたい。

5-5 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5-5 の自己判定

基準項目 5-5 を満たしている。

(2) 5-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-5-① 会計処理の適正な実施

本法人における予算案編成は、「学校法人湘南ふれあい学園経理規程」に基づき、予算大綱を作成し、理事長を中心として学園運営会議において検討し、予算案を作成する。作成された予算案は、評議員会で諮問され、理事会で審議される。

予算の執行については、経理責任者が管理している。また、経理規程により、学校法人会計基準に準拠し、監査法人との連携によって、適正な実施がなされている。

固定資産、物品の管理については、経理規程及び「学校法人湘南ふれあい学園固定資産及び物品管理規程」に従い、適正に実施されている。

有価証券等の資産運用については「学校法人湘南ふれあい学園資産運用規程」を定めている。

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

私立学校振興助成法に基づく会計士監査をソシア公認会計士共同事務所に委嘱しており、法令及び規程に基づき、計算書類の全てについて監査が行われる。外部監査人（公認会計士）は、理事長と学園の経営や財務について意見交換を行い、内部統制が確立され、維持されているかを確認している。なお、平成30年度の監査日程は、延べ19日を費やしている。

なお、監事も決算原案が完成した時点で資金収支計算書等を閲覧し、外部監査人から意見交換を行う等連携し、本法人の経理業務の状況・体制が適正であるかを確認している。

また、監事は、全ての理事会及び評議員会に出席することで、本法人の予算執行状況、補正予算編成状況、その他財務状況について把握している。

(3) 5-5 の改善・向上方策（将来計画）

引き続き、学校法人会計基準に基づき、「学校法人湘南ふれあい学園経理規程」、「湘南ふれあい学園固定資産及び物品管理規程」に則った、適正な会計処理を実施していく。また、会計士監査及び監事監査による会計監査の体制を確立しており、引き続き適正な監査の執行に努める。

[基準5の自己評価]

本学は整備した各種規程に基づいて管理運営体制、教学運営体制を確立し、会議、委員会を適切に運営し、経営の規律と誠実性の維持に努めている。また、社会的規範となる各種法令の遵守や環境保全、防災についても指針や規程を整備し、近隣自治体と連携を図る等、組織的に推進している。

経営の意思決定を行う理事会と教学面を担当する教授会とを有機的に統合することを目的として大学運営管理会議を設置し、教育研究を推進するにあたり財政的な裏付け、また学則や関係規程に基づいたものであるかの審議ができるような体制を整備していると共に、理事会と大学運営管理会議を通じて、管理部門と教学部門とが有機的に機能すると共に相

互チェックする体制を確立しており、さらに、監事によるチェック体制も有している。

経営の基盤となる財務に関しては、大学単体での教育活動収支差額は収入超過となっており、安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保ができている。

予算の執行に当たっては、学校法人会計基準に基づき法人において規程を定め、適正な会計処理を実施しており、加えて、会計士監査及び監事監査による会計監査の体制を確立している。

基準 6 内部質保証

6-1 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

基準項目 6-1 を満たしている。

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

本学における内部質保障のための組織として、自己点検・評価委員会を設置している。学長を委員長とし、教学部門の副学長、学部長、学科長、専攻長、教務委員長、学生支援委員長、及び図書館長、管理部門の学園本部次長及び大学事務部長を構成員としており、本学の主要機関及び委員会の長が結集している組織である。自己点検・評価委員会規程第2条（目的）に自己点検・評価の方針の策定、実施、作成及び公表、第三者評価等について定めている。これに基づき、本学の教育研究活動及び管理運営の諸課題の改善向上を実施し、本学の目的及び社会的使命を果たすために組織的、系統的な点検・評価に取り組む体制となっており、各評価項目について担当者を割り当て、報告書を作成している。

(3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

前年度に引き続き自己点検・評価を行うと共に、学生による授業評価アンケート、学修等に関する調査の実施、専任教員の教育研究業績の公表、設置状況履行状況調査の公表を行ってきた。今後も教育研究水準の向上と質の保証を図るために、認証評価機関が定める評価項目のほか、必要に応じて新たな点検・評価項目を設定して適切に自己点検・評価を行う。

なお、今年度の本自己点検・評価は、日本高等教育評価機構（JIHEE）の新評価項目に合わせ、前年度から項目を変更して行っている。

6-2 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2 の自己判定

基準項目 6-2 を満たしている。

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

本学学則第1条第1項において、「本学の目的を達するために、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。」と自己点検・評価を定義し、本学学則第2条第3項に基づき「湘南医療大学自己点検・評価委員会規程」を定め、委員会を設置運営している。

この報告書は、公益財団法人日本高等教育評価機構が示した大学機関別認証評価・評価基準に基づいて作成し、自主的・自律的な自己点検・評価を実施し、自己点検・評価委員会委員を通じて学内で共有すると共に、ホームページに掲載して社会に公表している。

また、本学では別途「事業活動報告書」を毎年作成し、法人に提出している。法人は大学の事業活動報告の内容を含む法人全体の活動報告書をホームページに掲載して社会に公表している。

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

入試、教務、研究支援を中心とする大学の各種情報については、各委員会及び各部署（各学科、各事務部署、法人本部）、各教員にて継続的に蓄積し、保存している基礎データを基に、教育改善のために集計・分析している。集計・分析結果は、各委員会や全体研修会、FD研修会、SD研修会にて発表・共有し、入試、広報、教育、研究の改善に役立てている。

(3) 6-2 の改善・向上方策（将来計画）

IR機能強化のために、教職員のデータ収集・分析力の向上や、調査や収集等を一括管理する「IR担当」の設置を検討していきたい。

6-3 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体のPDCAサイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6-3 の自己判定

基準項目6-3を満たしている。

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体のPDCAサイクルの仕組みの確立とその機能性

自己点検・評価報告書に記載された課題、改善・向上にかかる事項については、学長のリーダーシップのもと、教職員が一体となり改善策を提案し実行する。自己点検・評価活動は、評価結果が次年度の教育研究活動に活かされ、本学の将来に繋がる有効かつ適切な役割を担っている。さらに、今後、自己点検・評価の結果を踏まえて中期目標を作成し、

自己点検・評価を行い、PDCA サイクル（本学においては「PDC 活動」と呼称）の機能強化を図ることにする。

また、大学事務部においては、毎月 PDC 活動を実施しており、毎月の目標を各担当部署が定め、前月の結果検証を行い、次月の目標を設定し、その目標をクリアするためにどのような行動をするのか 5W2H に基づき実行し、当月の結果検証に繋がる行動を実施している。

（3）6-3 の改善・向上方策（将来計画）

実施した教育研究活動等について、関係部署毎に点検・評価を行い、自己点検・評価委員会において評価を決定し、「自己点検・評価報告書」を取りまとめ、更なる教育研究活動の改善を図っていきたい。教学部門（各学科）においても、自己点検・評価に合わせて年単位で教学 PDC 活動を実施することを検討したい。

【基準 6 の自己評価】

内部質保証のための組織として自己点検・評価委員会を設置運営しており、今年度は 2 度目の自己点検・評価を実施した。前年度の自己点検・評価報告書は学内で共有すると共にホームページに掲載済みであり、今年度の報告書も同様に学内での共有とホームページ掲載を行う予定である。

IR については、各実務担当者が目的に応じて関係者と連携協力して行っているところである。

大学の PDCA サイクルについては、事務部が大学の課題を業務担当ごとに設定し対し毎月計画・実施・報告を行っている。今後自己点検・評価を大学の PDCA サイクルに取り込み、より機能させていきたい。